

第9日目（3月8日）

○議 長（山田 勝君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので、報告いたします。

○議 長 五日町小学校の児童6年生からの傍聴の願いが出ています。傍聴規則第6条第2項によりこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問回数は一括質問一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内とします。また、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう努めていただくようお願いいたします。

初回の質問時に限り登壇して行っていただけます。降壇の後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、初回の質問項目についてのみまとめて行っていただけます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問をします」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長の質問に対する答弁は議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくをお願いいたします。

○議 長 それでは、一般質問を行います。

質問順位1番、議席番号1番・永井拓三君。

○永井拓三君 皆さん、おはようございます。傍聴者の方、早朝からありがとうございます。けさも、登庁早々いろいろな方に顔をのぞかれて、おまえの顔は黒いなというふうに言われているところです。私が顔が黒いのは毎年のことですが、基本的に南魚沼の雪山を案内して、それをスノーボードで行っているから晴れた日にはどんどん顔が黒くなっていくという次第ですけども、安心してください。私は仕事をしているから黒い顔をしているのです。

先日、六日町中学校の卒業式に出席した後、私の大学時代の恩師である新潟大学災害復興研究所の和泉薫教授の退職記念の最終講演に参加してきました。和泉教授は雪国にとって雪とは何かを、災害という視点から、文化を育む土壌という視点から、スポーツの土台となるという視点からさまざまなことを語っておられました。実に雪国らしい素晴らしい講義で、私も改めて雪とは何かを考えさせられました。

さて、この冬の少雪は、我が市の経済に大きな打撃を与えたことは言うに及びません。特にスキー場関係者にとってみれば死活問題であり、それにとどまらず、農業に至っては水不足を心配する事態にまで発展しています。改めて雪国にとって雪とは恵みであることを感じさせら

れる存在です。一方でその雪による害を少しでも減らさなければならぬのも雪国の政治課題です。私はその両面をもって雪とは何かを考えなければ、今後の南魚沼市の発展はないものと考えております。

1 ハーフパイプの運用について

それでは通告に従いまして一般質問を開始します。ついに南魚沼市に世界規模のモンスターサイズのハーフパイプが建造されるめどがつかまりました。そのハーフパイプについてです。かつてスノーボードは、だぼだぼのウェアを着て、簡単に言えば不良がやるスポーツというイメージを社会的に植えつけられていました。しかし、今は違います。今では立派なオリンピック競技として社会的な地位を確立いたしました。スノーボード業界で「井口」と名前を出せば、本気でスノーボードに取り組む人は、アメリカのかつてのスノーボードの有名選手、ブライアン井口を思い出します。そんな井口の時代からハーフパイプ競技が始まり、今に至ります。その過程を説明すると長くなるのでここでは省略いたしますが、実際にハーフパイプが完成してからの運用について井口市長に以下の質問をいたします。

1、ハーフパイプを教育の枠組みの中で建造を進めているが、教育としてのハーフパイプ競技の位置づけはどのような部分にあるのか。2、選手育成に関して。時間がかかる事業であることをしっかりと理解しているか。3、選手育成に関する計画について説明を願う。4、20年後のハーフパイプの企画や環境をどれだけ考慮しているか。5、競技会の開催などの計画に関しての説明を願う。

壇上からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。きょうからまた21名の皆さんからご質問をいただくわけでありまして。なるべく簡潔にということでありまして、それに努めますけれども、長くなったときはひとつご容赦をいただきたいと思います。また、傍聴の皆さん大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

1 ハーフパイプの運用について

それでは、永井議員のご質問にお答え申し上げます。今、スノーボード業界で「井口」と言えばと、私の名前かと思ったら全然違ひまして、ちょっと落胆をしたわけでありまして。それは別にいたしまして、ハーフパイプの運用の中での教育としてのハーフパイプについてということでありまして。ご承知のように小野塚彩那選手がソチオリンピックで銅メダル、そして昨年はワールドカップの総合優勝。今、ことしもワールドカップやXゲームで活躍しているところでありまして。こういう大会に出場するというだけでも大変な偉業でありまして、その中でメダル獲得、あるいは総合優勝、これはスキー競技を行っているジュニア選手に大きな夢、あるいは希望を与えていただいたと思っております。

オリンピックあるいはワールドカップ、ここがやはり子どもたちにとって手の届かないところではない、夢ばかりではないというこれを、小野塚選手からもう体現をしていただいたわけでありまして、努力をすれば目標とするところにたどり着けるということが、これはやはり子

どもたちにとっては大きな教育の一環だと思っております。小野塚選手は前々から、ジュニア選手の育成をやっていききたいということをおっしゃっておりまして、そういう観点から市としてのハーフパイプの建設を行うということでございます。

教育の観点ということでありますので、当然ですけれども、ハーフパイプとかそれに限らずスポーツ全般であります。スポーツをやる中でグループ内での協調性の育成、あるいはチャレンジ精神、そして失敗、成功、こういう体験も当然出てくるわけでありまして、自己判断力のトレーニング、こういうことも含めてスポーツは多くの教育効果を持っているものだと思います。できますモンスターパイプ、これを全て100%教育のためにだけということではありませんけれども、教育の一環としてもこれは素晴らしい施設になっていくのだろうと思っております。

2番目の選手育成に時間がかかるということでもあります。これはどのスポーツも当然同じでありますけれども、議員がおっしゃるように、ハーフパイプの競技選手の育成、これは時間がかかるということは当然だと思っております。だとすればなおのこと、やはりジュニア時代から練習環境の整備、あるいは練習の場、これがあるということは大きなメリットだと思っております。競技の環境整備ということにつきましては当然ですが、地元はもちろんでありますけれども、県内外の多くのアスリートの皆さん方から切磋琢磨していただける場になっていくのだろうと思っております。

子どもたちを一人前という言い方は失礼ですけれども、育てていくにはこれは時間がかかる。特にまたこのスポーツ、しかも秀でた成績を残せるようになるということになれば、時間も当然ですが本人の努力も相当必要だということでもあります。時間がかかるということは十分承知をしております。

選手育成に関する計画でありますけれども、今現在、南魚沼市のスポーツパラダイスに登録しておりますスキーの競技団体といたしまして、クロカンが1団体、それからジャンプ1団体、アルペン7団体、それからスノーボードが1団体であります。そして小野塚選手の声掛けによりまして、アルペンのスピード競技部門のほかにジュニアフリースタイルスキー部も結成されておまして、小野塚選手のほかに下山研朗選手からも指導に当たっていただいているということでもあります。こういうことも含めてハーフパイプ施設ができるということで、さらなる底辺の拡大、あるいは小野塚選手も含めた皆さん方の指導者としての能力の発揮にも私は大いに期待をしているところであります。

そして、今回の工事では現在のハーフパイプの仕様では最大となります、議員おっしゃっていただきたいいわゆるモンスターという部分です。22フィート級、リップの高さが6.7メートル、このパイプがつくれるような基礎、土木工事を行いまして、雪の入れ方やそれから貼りつけ方、この調節によりまして18フィート、これはリップの高さが5.3メートルだそうではありますが、このジュニア用、あるいは国際大会を実施できるという弾力的な運用ができるように建造してまいらなければならないと思っております。

ジュニア育成ということになりますと、競技人口の底辺拡大に寄与する施設として当然機能

すると考えておりますし、こういう観点につきましては県の保健体育課、あるいはスキー連盟の皆さんとも密接な連絡をとって、連携をした上で実施していきたいと思っております。

20年後の考慮。なかなかどのスポーツ、あるいはスポーツばかりではないですけども、20年後を見据えてという部分については非常に——簡単に言うとそこまでそのときにどうなっているかわからないという部分がありますので、でき得ればどういうことがあっても耐え得るような、そういう施設にはしていきたいと思っております。けれども、よくオリンピック種目でも競技の内容やそういう部分について変更があったり、ジャンプなどはスキーの板の問題からいろいろありまして、そういうことにでは全て対応できるかと問われましても、それは全部対応できますよとは、今ここでは断言できませんけれども、極力、現在の最高水準ということで考えているところであります。

競技会の開催の計画であります。これはご承知のように、以前は日本オープン、あるいは国内プロツアーということが市内でも開催されておりました。パイプサイズの問題から近年は開催されておられません。南魚沼市は地理的にやはり関東圏に近いということもありまして、スキー関係者からパイプの整備によりまして大会受託依頼の可能性もあるということを知り及んでおります。大きな大会、あるいは大企業スポンサーによりまして冠大会の実施も可能であるというふうに考えておりました。いずれにいたしましてもパイプ完成後は、運用を指定管理者制度にしていかなければならないと思っておりますので、そこが決まった時点でその指定管理者と調整をしながら、順次大会等についても計画をしていかなければならないと思っております。今現在、どの大会をここでやるとか、そういうことについてはまだ決定をしている段階ではございません。以上であります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

ちょっと改めて今の質問を振り返ってみると、確かに1番の部分のスポーツが子どもに夢を与えるという部分は、これからもっともっと活発にしていっていただきたいというふうに思っておりますけれども、実際に、それをオリンピックに出たい、ワールドカップに出たいという夢を持った子どもたちが、どうやったらそこにたどり着けるかということをもう少し明確に道を示していかなければ、ジュニアクラブだけでは少し足りないのではないかと思うのが実際のところです。では一体、ジュニアクラブだけではないというのはどういうことかということ、ジュニアクラブというものの存在は素晴らしいと思っております。子どもたちを育成するというクラブの方針であったり、そういうことに関してはものすごく賛同できるのですけれども、彼らが練習をする場所というのはこれからどうやって整備していく予定でしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

ハーフパイプ部門につきましては、小野塚彩那さんから度々お話を伺っておりますけれども、パイプができたということだけで、それが全てということではないと。もっと基礎的な部分をもっと必要になりますよということで、簡単に言うとトランポリン施設ですか、それから

トレーニングマシーンの整備、こういうこともお話を伺っております。できればこれは県の——今ご承知のように、これは1億円を県から補助金としていただいて、ハーフパイプとスケートボード場の建設にこの部分を充てていこうということでありまして、でき得れば6月、あるいは9月になるかもわかりませんが、これらの詳細の設計が出て、金額がある意味確定した中で、このお金を使うということではありませんが、市の単費としてもその屋内のトレーニング施設を平成28年度中には発注をして、その基本的な部分の環境をきちんと整えたいと思っております。

そこから始まらないと、ハーフパイプにつきましてはとにかくただ滑るだけではありませんので、空中の回転からそれぞれですから、これはスノーボードも同じであります。それらの基礎的な部分をきちんと練習ができる、そういう施設を市として建設していこうというふうに考えております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

今の市長の答弁からすると、基礎的な部分の練習は、ハーフパイプだけではなくて室内で行うのがメインということですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

私も基礎的な部分がどうだこうだという専門的な知識は持ち合わせておりませんが、小野塚さんからいろいろお伺いした中では、まずはトランポリンでの空中姿勢とか、そういう部分からきちんとやっていかないととても危険でだめだということですので、当然屋内で、トレーニングマシーンの設備も含めて、屋内での施設をつくって、そこで——それは冬だけではないわけでありまして、夏場も含めてきちんと基礎的な部分を身につけて、そして冬の雪のあるときの競技に徐々に入っていくという形だというふうに伺っております。そういうことに合わせてやっていかなければならないと思っております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

すごく極端な言い方をすると、モンスターパイプというものは、子どもたちに今、ノーベル文学賞の作品を見せているようなものです。世界最高水準のものを南魚沼市につくるよと。わあ、すごいな、こんなものが南魚沼市にできるかというのは、恐らく文学の世界で言ったらノーベル文学賞の本を子どもにばっと見せて、ほら読んでみろと言われても、読み方もわからない、漢字もわからない、どうやって読めばいいのかわからない。本というのは言語と同じですから、徐々に徐々にやっていかなければいけないわけです。小学校1年生の国語があつて、中学校にステップアップして、その先に文学があるというのと同じように、スキー、スノーボードでハーフパイプに入ることがどういうことなのかというのを理解していないと、単純にハーフパイプのモンスターサイズのものだけどんとつくっても、それを利用する人の数とかそこも考えなければいけないというふうに私は思うのですけれども。本来、必要なのはモン

タークラスのものにはモンスタークラスのものであったとして、そこに入る子どもを育てるための小さい、子ども用のハーフパイプがある必要があるのではないのでしょうか。その点に関してはいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

それは先ほど触れましたように、いわゆる基礎的な部分はモンスターでつくりますが、雪のカットの仕方ですね、調整の仕方です。当然ジュニア用にも調整できますし、一般用にも調整できるし、モンスターパイプにも調整できると、雪の厚みでそれを変えていくということでもあります。そのための機械の整備も当然ですけれども、今回の補助の対象の中に入っているということでもあります。ですので、常にモンスターでさあどうぞ、さあどうぞではないということでもあります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

今の説明は何度か受けたことがあるのですけれども、基本的な基本維持サイズというのはスーパーパイプですよ。……（「それはそうです」と叫ぶ者あり）スーパーパイプですよ。スーパーパイプに子どもは入れますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

スーパーパイプ。ですから今、私が述べましたように、スーパーパイプと、それは基礎的な部分です。おわかりでしょう。その雪を中に入れて、それをカットして行ってパイプ、いわゆる競技用につくり上げるわけですから、その雪のカットの仕方です。ジュニアが練習するときにはこうしようとか、それで十分、私は足りるというふうに関係者からもそれは確認をとっております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

スーパーパイプは長野オリンピックのハーフパイプよりもサイズは大きいですよ。そこに子どもが入って練習するというのは、あまり現実的ではないと私は思っているのですけれども、それよりももう少し小さい、パイプのリップの立っていない、練習用のハーフパイプがやはり必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、その点に関してはどうでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

専門的な部分で私がそこまではとても熟知はしておりませんが、今ほど触れましたように、石打のあそこにはパイプがあったわけです。小野塚選手が凱旋帰国をしてあそこで報告した際に、子どもたちはあの中で滑っていました。あれは当然スーパーではないわけですが、ああいう仕様に雪を調整してつくり上げれば、特別そのモンスターみたいなところでどんと入れなどということは全く言うつもりもありませんし、それは小野塚さんもそういうこと

をおっしゃっています。

ですので、調整できる機械を整備して、その吹きつけのブロアーまで全部備えた機械ということでもありますから、それで子ども用に仕上げればいつでも仕上がる。では、スーパーパイプとして使用しなければならないときはまたその雪を下も脇もカットして、そしてスーパーパイプに仕上げるということでもありますので特別——隣にというかあそこにある部門がそのまま運用できればそれはそれで結構だと思いますけれども、今のスーパーというかモンスターの中でそういう調整が可能だということも実際に関係者の皆さん方から伺っておりますので、モンスターパイプでモンスター仕様で、まずは土台はつくりましょうと。これは県とも確認済みであります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

はい、わかりました。では、基本的にはサイズはモンスターで計画をしているけれども、基本的な維持サイズとしてはスーパーパイプ、もしくはそれよりも小さくして子どもたちも遊べるような状態から、ジュニアの育成も含めて選手育成にきちんと活用できるハーフパイプの運用計画があるということですね。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

当然そういう運用をしていかなければ、議員がおっしゃったように、常にモンスターであそこにどんと置いてもなかなか使用には至らない、宝の持ち腐れになるということでもあります。県の保健体育課あるいはスキー場関係の皆さん方からも含めて、そういうことで調整ができるということをお伺いしておりますので、そういう形で運用していきたいと思っております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

はい、わかりました。私も日本オープンに出ていたこともあったので、ちょっと懐かしく思っていました。私もハーフパイプで何本も骨を折ったこともありますし、結構大きなけがもさせられてしまいましたので、なるべく子どもには滑りやすい環境でスキー、スノーボードを続けていきたいな、僕はこれが好きだな、私はこのスポーツが好きだなと思ってもらえるような、そういう施設をぜひ目指してもらいたいなというふうに思います。

そのハーフパイプですけれども、今週末、Xゲームを見た後にUSオープンというのを見たのですけれども、そのときのショーン・ホワイトという選手の異常なまでの高さから見ると、モンスターパイプというサイズももう段々小さくなってしまっているのではないかなどと考えてしまったのです。先ほど申したとおり、長野オリンピックのときのハーフパイプのサイズなど、もう今やこんな小さなサイズでハーフパイプをやっていたのかというようなサイズです。今現在、確かに世界最高水準なのかもしれないですけれども、今の子どもたちが段々成長して行って、スポーツ選手として成熟期を迎えたときにそのハーフパイプが、まだ練習する場として最適なサイズなのか、世界基準なのかというところを考えると、予想できるのはもう1周りくらいハ

ーフパイプは大きくなるのではないかというふうに思うのです。そこが例えば調整可能で、カットをするマシーンまで含めていろいろ検討ができるのであれば、今の規格よりももう少し大きいものをつくっておいたほうが、私はいいような気がするのですけれども、その点いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

議員がおっしゃるように、あのとき、長野のときはこうであって、今やこうだと。これすら今度は小さくなるかもわからないという懸念があるのかもわかりませんが、とても今そこまで我々が考えられるものではありません。そこで、リップの高さだけであれば、今の予定ではカットした土を全て盛るのではなくて、土量の約半分を盛って、下を掘って、掘った土の量の半分をいわゆるリップの高さの調整用に盛り土をしようという、今のところの——これからはっきりしてくればまたもうちょっと違うかも知れませんが、そういうことですので、例えば高さだけということであれば、その上に土を盛りつければその部分は可能です。ただ、幅がとか、あるいは長さがということになりますと、これはとても今の仕様以上の大きな施設をつくっていくということにはならないと思いますので、それはちょっとなかなか今は考えづらいということであります。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

はい、わかりました。ハーフパイプで重要なのは、リップの高さだけではなくて、ボトム幅です。ボトムの幅がどれだけとれるかによって高さは変わってくるので、ボトムの幅が取れないというのであれば、今のサイズが限界なのかなというふうに思います。とにかく将来的な仕様も含めて、現段階で考え得る最良のサイズを検討してください。よろしくお願いします。

最後、その競技会の開催部分ですけれども、先ほど言っていた、どこかの企業に冠になってもらって大きな大会をやろうという計画もあるようですけれども、大会というものの見方、参加の仕方というのがかなり変わってきているというのが現実だと思うのです。具体案がもしあるようだったら教えていただきたいのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

特別今はこのスポンサーの冠をつけての大会だとか、あるいは世界クラスの、あるいは全日本クラスの大会、この大会を誘致しようとかということについて具体的なことまではまだ及んでおりません。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

先日、札幌でワールドカップあったと思うのですけれども、あの情報を収集されていますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ハーフパイプの運用について

私は特に収集ということについては存じ上げておりませんが、もし担当のほうで何かあれば——何かあります。では、社会教育課長に答弁させます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 1 ハーフパイプの運用について

申しわけございませんけれども、具体的な部分はずかんでおりませんが、札幌ばんけいでやられた大会だと思います。そこでやられたことは承知しておりますけれども、内容的なものについては具体的にはつかんでおりません。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 ハーフパイプの運用について

札幌ばんけいで行われたワールドカップ、それほど観客が入っていたわけではないのです。それほど注目されていたわけでもなく、今後、モンスターサイズのハーフパイプを使って大きな大会をやるとなった場合に、何かしらの方法で視聴者がいない限り、やはり大会としてうまく成立しないなというふうに思っているのです。先ほど言ったとおりXゲームもUSオープンも、私はほとんどスマートフォンで見ているわけです。テレビでやっているわけでもなく、今は自分から能動的に情報を取得しようと思えば、何かしらの方法でその大会で滑っている人間であったり、どんな大会であったかというのを把握できると思うのです。今後、大会運営で必要とされるのは、どれだけ注目を受けるような話題性をつくれるかということと、その場にはいない人間が、録画でも何でも、能動的にスマートフォンでもパソコンでも何でもいいので、テレビとは違って自分から情報を取得するという方法を編み出さないと、大会運営をしてもなかなかうまくいかないです。それこそ冠をつけたところで、注目も集まらなければ商業的にもならないということなので、その点を少し考慮をいただければと思います。特に今のところ大きな大会運営の予定はないということなので、今後それを課題にしていただければいいかなというふうに思います。

2 無雪期の観光誘客について

それでは、2問目に移りたいと思います。ご存じのとおり数年前から「山ガール」などという言葉が社会的に認知されるようになって、一般的に国民のレクリエーションとしていわゆる登山観光というのが定着したかなというふうに思っています。皆さんご存じだと思いますけれども、新潟県は国立公園の敷地面積で言ったら3位です。日本百名山ベースで言ったら百名山といわれる山が多い県トップ3に入っています。そこに新幹線が通っていて、高速道路が通っている。そういうアクセスに関しての利便性があるのですけれども、どうしても観光客というのは、登山だけで言ってしまうえば例えば富山の立山であったり、長野の白馬であったり、あとは飛行機を使って北海道であったり九州であったりというところに散ってしまいます。

私たちは利便性があるというふうに思っているのですが、実際にその利便性を最大限活用しきれていないのではないかというふうに思っているのですが、巻機山にしても越後駒ヶ岳にしても苗場山にしても、かなりいい山であるということは間違いはないですね。ただ、先ほど言った白馬であったり北海道であったりというところに比べると、山の中での利便性と

というのが少し劣っているというふうに感じています。例えばトイレの面、例えば山小屋の件、いろいろな意味でまだまだその部分に利便性を感じ切れなくてきていないのではないか、アピールの仕方が不十分なのかなというふうに私も思っているところです。今後どのような方法で利便性を上げていくかということに関して、何かアイデアがありましたらお伺いしたいところですので。

○議 長 市長。

○市 長 2 無雪期の観光誘客について

利便性ということだけを捉えますと、今、議員がおっしゃったように、登山に入ってから——来るまでは確かに利便性はすごくある。入ってからのその山小屋、あるいはトイレ、登山道、それから例えば駅から登山口までの交通機関とかそういう面では、これで満足ができていくという状況では私はないと思っております。

それから百名山、他の富山、長野クラスの部分との比較でありますけれども、市が特徴的な取り組みといたしまして、モンベルクラブ フレンドタウンに加入をさせていただきまして、モンベルクラブの会員 60 万人に南魚沼市の情報は今、発信しているところであります。

それから、百名山のことですけれども、これがなかなか富山、長野、岐阜、山梨こういう部分については知名度的には劣るのかもわかりませんが、当然ですけれども、越後駒ヶ岳と巻機山、一応これはご存じのように百名山に数えられているわけでありまして、ご存じだと思いますけれども、一昨年、「日本百名山ひと筆書き」ということで全国各地の百名山を足とボードだけで回っておりました田中陽希さんが越後駒ヶ岳への登山道を日本三大急登にも匹敵するという表現でたたえております。それから、「日本二百名山ひと筆書き」この際には八海山の八ツ峰を縦走いたしました、これは北アルプスにひけをとらない岩山だというふうにたたえていただいております。

これがNHKテレビ、それからBSテレビで取り上げられまして、多くの山の愛好家が実際に我が市を訪れていただいているということでもあります。そういう部分では相当知名度的にも上がってきましたが、今、議員がおっしゃったように、その内容の充実といいますかその部分については相当検討していかなければならない部分があるというふうには自分も感じております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 無雪期の観光誘客について

今、市長がおっしゃっていたひと筆書きのとき、私は「小さな旅」という番組のロケでずっと八海山にいたのですれ違ったところでしたけれども、彼の追っかけをしている人たちがぞろぞろ上がってきて、1 人の人間が 10 人くらいを連れて上がってくれたのは素晴らしいなというふうに思ったところです。その後、話を聞くと、八海山にはかなりの人が来ていたと。山小屋の千本檜小屋の人も言っていましたので、テレビの効果は大きいなというふうに思いました。

先ほど話題に上がりましたモンベルクラブというのに加盟をして、60 万人に情報を発信して

いるという話でしたけれども、実際に私もモンベルクラブに入ってみて、例えばダイレクトメールが来るとか、あとはEメールが来ると。実際にほとんどダイレクトメールは見ないですよ。現実問題として、60万人でもほとんど見ていないと私は思うのですけれども。そこに頼るのではなくて、やはり自分たちの一番魅力的な部分は、自分たちで開発して、自分たちでPRしていかなければ人は来ないような気がするのです。その点、みずからアピールをするというような計画がありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 無雪期の観光誘客について

登山だけではなくて観光も含め市全般だということだと思いますけれども、いわゆる知名度を上げる、宣伝をするということについての手段を、なかなか我々が単独では持ち合わせていないわけでありまして。モンベルクラブの会員60万人というのは、実は先般、モンベルクラブの会長さんが毎日経営者賞というのを受賞いたしまして、富士重工の社長さんとお2人で受賞され、その席に私もちょっと参列してきました。富士重工の吉永さんという社長さんだったのですが、ご挨拶の中で、モンベルクラブの60万人の会員に我が富士重工の自動車を売り込むような手はずを整えてくださいとか、これは冗談で言っていましたけれども。今、議員がおっしゃったように、ダイレクトメールは余り読まないというようなことかも知れませんが、やはり相当の効果というのは、私は期待しているわけでありまして。ただ、おっしゃったように独自で、日本全国あるいは世界にも発信できる、そういう手段というのはそう持ち合わせておりませんので、非常に歯がゆいと言えば歯がゆいのですけれども、なかなか南魚沼市くらいの規模の中で情報発信のどこにも通用するような手段を持つというのも、これは非常に難しいので、そういう既存の部分をうまく利用するというのが当面我々の課題だろうというふうには思っております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 無雪期の観光誘客について

今や情報社会などという言葉も当たり前になってきて、情報社会とはどういうことかと言うと、情報を受動的に受け取る社会ではなくなったということです。情報をみずから能動的に取得していこうというのが情報社会です。だからインターネットというものがあって、インターネットにみずからアクセスして情報を引き出していこうというのが情報社会の一番わかりやすい例えだと思うのです。南魚沼の観光に関して、他者が、他者という人が、能動的に情報を集める手段として今、一番アクセス数の多いもの、それは何でしょう。

○議 長 市長。

○市 長 2 無雪期の観光誘客について

何が一番多いかと言われると、私はちょっとわかりません。そのことに詳しい誰か——ちょっと答弁できるかな。何が一番と言われるとちょっとわかりません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 無雪期の観光誘客について

具体的な数字というものを承知しているわけではありません。観光協会等とあるいは市のいろいろな情報をウェブで発信しているわけですが、そこにどの程度アクセス数があるのかという具体的な数字は把握しておりませんが、観光協会のほうでもいろいろな情報を出しておりますし、アクセス数はかなりあるものだというふうに思っております。具体的な部分では数は把握しておりません。（「そういう意味ではないのだけれども」「いや、大丈夫です」と叫ぶ者あり）

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 無雪期の観光誘客について

つまり、情報社会にまだ南魚沼が適応しきれていないということに、同じようなことではないかなというふうに思っているのですけれども、ぜひ、これを機に南魚沼を情報社会にフィットした体制にしてもらいたいと思うのです。例えば南魚沼市でも持っていますよね、フェイスブックページ、南魚沼市でも持っていますよね、ウェブサイト。それをもっともっと利活用しないと、インターネットというのは、テレビと違って一方的に出すものではないのです。ここを見てくださいというように、能動的なのか受動的なのか、アクセスの仕方が全然違うわけですから、そのウェブサイトのあり方というものもきちんと考えていかないと、今後ほかの地域はもっともっとコンテンツを濃くしていったって話題性があるものをつくっていく。みんな電車の中——東京のほうへ行って電車を見てみると7割くらいがこうやっています。みんな何か情報を取得しているのですよ。買い物なのかもしれない、きょう一番安いものは何なのかかもしれない。子どもがどこにいるのかの確認なのかもしれない。メールをしているのかかもしれない。仕事をしているのかも、何をしているのかわかりませんが、情報を取得しているというあの行為に南魚沼市が少しでも乗っていく方法を考えないと、今の状態だと少し弱いのではないかなというふうに思っています。今後南魚沼のウェブサイトも含めて、何か活発に活動していくような計画があれば聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 無雪期の観光誘客について

3月1日からウェブサイトを更新しまして、それが評判がいいか悪いかは別にいたしまして、特に今、議員がおっしゃったように、ではこの部分をこうしていかなければならないということについては、まだ私は承知しておりませんが、担当の——どこだ、総務部長、何かもし、考えていることがあれば、今ここで答弁させます。

○議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 2 無雪期の観光誘客について

幸い4月からの機構改革で秘書広報室のほうに1名増員をいただく予定になっております。1名増員をする主な中身は、いろいろありますけれどもその中にフェイスブックをもっと活用しようというような部分も含めまして増員をいただいたところですので、新年度からまた議員おっしゃるとおり充実に励んでいきたいというふうに思っております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 2 無雪期の観光誘客について

ホームページのアクセスの中で、うちのほうでも全国的にやはり名を売らなければならないということで、女子カプロモーションというホームページもありますし、それから美女旅ということで、やはり全国にアピールしている部分がありますので、そういった全国にアピールするものをまたこれからも、発信していきたいと思います。それによってアクセス数が増えるものだと思っております。以上です。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 無雪期の観光誘客について

わかりました。私も一生懸命私なりに努力をしていこうと思います。今後そのウェブサイトも含め、観光コンテンツだけでなく、南魚沼市という名前をどれだけ多くの人が知ってくれるか。南魚沼市ってどんなところなのだろう、南魚沼市に行けば何が食べられるのだろう、南魚沼市に行けばどんな景色を見ることができるのだろう。冬は何ができるの、スキーができるの、子どもと一緒にそり遊びができるの、雪合戦ができるの。何ができるのだろう、南魚沼市。やはりそこが私はこの市に住んでいない人が一番知りたいことだと思うのです。

南魚沼市の温泉ってどんなにおいがるのだろう、何色なのだろう。そういうものも含めて情報を取得しやすい環境を整えて、今後観光コンテンツだけではなくて、さまざまなものに情報社会にフィットするような方法で利活用してもらえればなというふうに思います。終わります。

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。傍聴者の皆さん、ありがとうございます。また、五日町小学校の皆さん、議会にお越しいただきまして大変ありがとうございます。政治というものは生活に密着しておりますし、未来の皆さんに本当に希望を与えられるような、そういう部分で大事な部門かと思っております。そういう面でぜひ勉強し、また将来政治にさらに関心を持っていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

1 がん予防対策と検診強化について

それでは通告に基づきまして一般質問させていただきます。最初にごがん予防対策と検診強化についてお伺いいたします。日本人の 2 人に 1 人がかかるのがんは、1981 年以降、死因第 1 位を占め続けております。まさに国民病と言われております。しかし、医学の進歩で死亡率は低下する一方、罹患率は上昇しております。国はがん対策推進基本計画で 2007 年から 10 年間でがん死亡率 20%削減を目標に掲げて、また取り組んでまいりました。対策の遅れ等がありまして、実際には 17%にとどまるというふうにも予測されております。大事なものはスピード感と具体策であります。避けられるがんをどう防ぐか。がん死亡者の減少に向けたこの取り組みを強化することが極めて求められているわけであります。

私たちの周りではどれだけのがんと闘ってられるか。命を削って闘ってられるか。本人はもとより家族の思いは痛いほど察しられます。そんな思いを 1 人でも少なくしたい、なくしたい。市民の命や暮らしを守る、がん対策の拡充は絶対に進めなければならない。私はそ

んな思いでがん予防の充実と検診についてお伺いいたします。

最初に受診率向上への取り組みとA I C S、普及促進についてお伺いいたします。受診率は長年 20%から 30%と低迷をしておりますが、がん検診の受診率を向上させるために、乳がん、子宮頸がん、大腸検診の対象者に無料クーポン券を配布し実施したことや、またコール・リコールの導入等の後押しがありまして、受診率が向上し、今、国全体では 40%台となりました。米国などは今 70 から 80%というふうに聞いております。

当市の特定検診の受診率を見ますと、50.8%です。県平均 41.3%と比較しますと、私は我が市においては頑張っているなということを感じます。ですけれども、ここでちょっと気になることは、ここ数年受診率が低下傾向にあるということでもあります。この実態をどのように分析されているのか。また、せっかく検診を受けて異常を発覚してもらったにもかかわらず、受診勧奨者のうち 7割も再受診していないこの実態をどのように分析され、また、がん検診率向上に向けてさらなる取り組みをしようとしているのかお伺いするものであります。

あわせてA I C S、この普及促進についてお伺いいたします。今まで腫瘍マーカーということとは私たちも聞いており、知っているわけでありましてけれども、A I C Sであります。健康な人であれば一定に保たれている血液中のアミノ酸濃度のバランスは、病気になると崩れることがわかってきました。この検査は少量の採血のみでリスクが判定されるという画期的なものであります。ある程度がんが進行しないと数値が変化しない腫瘍マーカーと比べて、早期のがんもリスクも評価できるそうであります。がんに特定した精密検査を受ければ、患者は検査費用の負担が軽減できます。これはあわせて医療費の軽減にもつながります。このA I C Sはがんの早期発見に非常に有効な検査であると感じますが、見解をお伺いいたします。

次に 2点目であります。中学生への無料ピロリ菌検査の実施についてお伺いいたします。日本の罹患率が最も高いのは、ご承知のとおり胃がんであります。年間 12 万人が発症して、残念ながら約 5 万人が亡くなっているこの現実であります。胃がんの 98%はピロリ菌による慢性胃炎が進行したものと考えられております。国内のピロリ菌の感染者は約 3,500 万人いると言われております。水道など衛生環境が整っていない時代に幼少期を過ごした中高年以上の年齢層に多いと言われております。まさに私たちの昔の時代を考えると、本当に感じるわけであります。現在は上水道が整備されまして、井戸水を飲む機会も少なくなりましたけれども、乳幼児期に親から経口感染するケースが多いと言われております。そういうことを言われると、昔、私たちは子どものとき、親からかんでもらって柔らかくしてもらって食べておりました。そういう時代に生きてきました。そういうことを考えると、大変確率が高いということがわかるわけであります。

ピロリ菌に感染すると成人になってもそのまま胃の粘膜にとどまっているそうでありまして、ですから、ここでピロリ菌を早期発見、早期治療するということは、胃がんリスクを防ぐことができるということが判明したわけでありまして、これを根絶することでまさに胃がんをなくすることができるというふうに、明確に厚労省も発表をしております。そして、我が市もこれに関しては本当に早くから取り組んでいただいていることに、私は敬意を表したいと思ってお

ります。

幼少期のころというのは身体の影響もあるため、ピロリ菌は検査というか、検査はいいのですけれども、やはり治療というのは難しいと言われております。しかし、問題ないとされているのが中学生の後半になると全く問題ないというふうな、そういう見解も出ております。ピロリ菌の抗体の有無を調べる尿検査キットを実施して、将来への胃がん対策をし、今どんどん伸びている医療費削減にも貢献できると考え、提言したいと思っておりますが、市長の見解をお伺いするものであります。

3点目であります。がん登録推進についてお伺いいたします。私はがん対策についての一般質問は、過去に、本当にわからないくらいもう何回もさせていただきました。その中でがん対策は、当市は全国の自治体でも先端を走っているというふうに私は思っております。敬意を表したいと思っております。議会としても平成19年3月にはがん対策に対する意見書を全会一致で国へも提出させていただきました。

今、国民病と言われている病気の克服に向けて、がん患者や生存率など全ての部分を、情報化する国のデータベースで一元化するという、がん登録の推進がようやくことしから実現することができ、始まりました。がん患者から集めたこの貴重なデータを、国民に、市民に還元しなければ意味がないのであります。当市のがん登録に対する取り組みをお伺いするものであります。

4点目であります。がん患者の就労支援についてお伺いいたします。人口の高齢化とともにがんになる人は増え、今や先ほど言ったように2人に1人ががんにかかる時代であります。医学の進歩でがんの生存率は高まっております。その中で現役で働く人のがんの罹患率は想像以上に高いことがわかりました。中でも就労は本当に働き盛りの患者にとってみては、特に重要な問題であります。しかし、現状は課題も多く、どういう対策が現実にはできるのか。厳しいのも事実であります。

その中でがんの治療と仕事の両立、がん特有の難しさというものもありますが、どうしてもこの部分はこれから進めていかなければいけない。労働力不足等もささやかれております。上手に就労していかなければいけない、こういう時代がまいました。行政として何ができるか。何を考えていかなければいけないのか。行政と労働局と連携した中で策が私はあると思っております。社会としてどう就労を支えていけばよいのかお伺いするものであります。

最後にかかりつけ薬局の普及とジェネリック医薬品使用の推進についてお伺いいたします。処方された薬を患者が大量に飲み残す残薬、まさに飲み残した薬であります。これは75歳以上の在宅高齢者だけで年間に500億円規模になると推定されております。残薬の発生は医薬費を圧迫するだけでなく、人の命に密接にかかる問題であります。飲み合わせによって健康を害するだけではなくて、処方される薬を適切に飲まなかったために改善されずに、医師がさらに薬の処方を増やしていく悪環境に陥る場合もあります。

治療の効果を上げるためにも、残薬をなくさせるためにも、私は高齢者になると複数の病院に現実にはかからなければいけないわけでありまして。そして薬の管理も大事になってくるわけで

あります。そのためにも私はかかり医ではないですけれども、かかりつけ薬局の普及というのがやはり大事になってくると私は思うのであります。この対策を私はお伺いしたいと思っております。

また、医療費が高騰する中、どうしてもジェネリック医薬品の普及も大切かと思えます。推進と進捗状況をお伺いいたします。

以上、項目が多くなって大変申しわけなかったのですが、1点目のがん予防対策と検診強化について壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 また、多くの傍聴者の皆さん、大変ありがとうございます。ご苦労さまです。

1 がん予防対策と検診強化について

中沢議員にお答え申し上げます。がん予防対策と検診強化で今現在の受診率向上への取り組みとA I C S——血中アミノ酸での判定普及促進についてということであります。今のがんの受診の現状でありますけれども、今現在、国は平成28年度までに50%ということを目標に掲げたわけですが、とてもそこには至らないということであります。市が今、行っております対象者に対します受診率は、乳がんを除いて国の目標値には届いておりません。この対象者ですね。ここでちょっと数字を申し上げますが、申込者の受診率は肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、それから乳がん、これは大体75%から93%という高いクラスですが、対象者の受診率になりますと、肺がんが46%、胃がんが28%、大腸がんが39%、子宮がん41.9%ですから大体42%、乳がんが50.6%で、これは一応目標に届いているということであります。

対象者という部分について30%から50%という数字で低いのですが、これはちょっと原因もございまして、職域での検診、あるいは人間ドックなどでの受診予定、そして入院中のための受診不能、こういうことが非常に多くありまして、率が上がっていないという部分はご理解いただきたいと思っております。

向上対策でありますけれども、国のほうが、今、議員からおっしゃっていただきましたか、昨年の12月にがん対策推進協議会の中でがん対策加速化プランへの提言ということをもとめております。がんの年齢調整死亡率、75歳未満の20%減少という、これは議員がおっしゃったとおりであります。この目標達成は非常に難しいということでありまして、これを踏まえて予防、早期発見、これらに関する提言を行っているところであります。

この中で実施すべき具体策といたしまして、一部自治体におきましてガイドラインに基づかないがん検診が行われていることを踏まえまして、推奨する検査項目のみならず、効果が明らかでない検査項目も明示したガイドラインを策定し、そして普及、啓発するということになっております。集団での死亡率減少に医学的根拠のある検診を普及啓発し、そして受診率の向上を目指すということであります。

南魚沼市は胃がんの年齢調整死亡率は目標を達成いたしました。その他のがんでは低下率が鈍化していることでもあります。今後も死亡率減少に有効ながん検診を実施しなければなりま

せんし、その受診率の向上ということでもありますけれども、受診環境の改善、あるいは検診の有効性、必要性の啓発、それから受診の推奨、勧奨に努めなければならないということでもあります。あくまでも、皆さん方にそういうことをきちんとお知らせをしてそれを進めていくということでもあります。

A I C Sの普及促進でありますけれども、これは今、議員がおっしゃったように、少量の採血でがんのリスクを評価するということでありまして、低い順にA、B、Cというふうに分類されるのであります。1つ気にとめておかなければならないことは、確定検診ではないということです。それからリスクの高低ではがんを判定できない。それから、あくまで受診時点でのリスクの評価でありまして、他の既存検査の結果とともに総合的な判断が必要であるというふうに言われております。そういう課題がございます。

今、これが保険適用ではなくて、検査費用は医療機関によっては異なるようではありますが、ある医療機関の中では男性の胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんを1万8,900円、女性の乳がん、子宮がん、卵巣がんを7,800円で実施しているということでありまして、非常に高額であります。そういうことで公費の助成以前に、まずは国に保険適用を働きかけなければならないと思っております。そのA I C Sについても、集団での死亡率低下の医学的根拠が示されたガイドライン、これをきちんと示していただくことが望まれるということでもあります。

ピロリ菌の中学生の部分であります。議員がおっしゃったように、ピロリ菌は胃がんの発症の最大リスクだというふうに言われております。除菌に対します保険適用は、胃・十二指腸潰瘍、あるいは早期胃がんの治療などの4種類の疾患に合わせて、平成25年からはピロリ菌感染により慢性胃炎にも適用になったということでもあります。ただ、慢性胃炎患者におけます除菌による予防効果は、約30%だと。あまり高くないということでもあります。

そこで、今、議員がおっしゃいました、中学生全体にピロリ菌の感染の検査を実施すると。このことにつきまして、市ですぐにここまですぐに踏み込もうということではありませんで、やはり全国的な傾向や実施による効果の検証、必要性、費用対効果、これらをちょっと検討させていただかなければならないと思っております。

がんの登録推進につきましては、これは本当に徐々にこういう形で進んでいってありまして、特に院内がん登録、これはもう義務づけられているといたしますか、医療機関ごとの間のデータの収集をしております。診療所は登録制だそうでもありますけれども、現在登録している市内の診療所は米倉医院、ゆきあかり診療所、それから齋藤脳神経外科、城内診療所、これは登録しております。あと病院は当然ですけれども全部あるということです。

法律によります届け出義務、それから情報提供にかかる制限ではありますが、こういう医療機関はがんと診断された人のデータを県に届け出る義務がありまして、患者さん、あるいは家族による登録手続は不要だということでもあります。拒否もできません。それから自分のがん情報を知りたいといった場合でも、本来、検診結果や治療内容は医療機関から直接確認すべきということでありまして、開示は本人にも認められていないという、そういうことでもあります。

そこで、今後のがん登録に対します利用、連携でありますけれども、これは全国から収集されたデ

一タが専門家によって分析されまして、第三者になります審議会がデータ利用、あるいは提供について定期的にチェックして、適切な情報の管理、利用が行われるということになります。国立がんセンターのがん対象情報センターのウェブサイトでは、随時公開されるということですので。国、都道府県のがん対策も統計情報をもとに、より効果的な施策が企画、立案されるようになりまして、市もそれらをもとに適切ながん予防対策の充実を図っていかねばならない。医学的に根拠のあるがん検診項目を実施して、早期発見、早期治療、これにつなげて健康寿命の延伸に取り組みたいということでもあります。

がん患者の就労の問題であります。ちょっとここは数字も申し上げますので、お聞きをいただきたいと思います。年齢層、年齢階層別がん患者率は、70歳までに男性が5人に1人、女性は6人に1人ががんになるというふうに言われております。がんの人とがんでない人の性別と年齢に同じ人の5年後の生存率を調べた場合——これが何かがん相対生存率ということだそうです——これは平成5年から20年間で53%から60%まで上昇しているということでもあります。がんになっても同じ年代の方に比べ、6割の方は生きていくことができると。生きていくことができているということでもあります。特に15歳から65歳までの就労可能な年代におきましても、家庭や地域等の社会を支える年代でありまして、がんにも罹患していても就労ができる環境づくり。これは本当に必要なことだと思っております。

これは国の統計ですけれども、就労に関する現状を申し上げますと、がん罹患者数約80万人のうち、20歳から64歳までの罹患者数が26万人、就労可能年齢者が3人に1人を占めているということでもあります。それから、がん治療のために仕事を持ちながら通院している人は、32万5,000人、約40%。職場の環境では数人の会社から1,000人以上の規模の企業まであらゆる規模の企業で働いている。しかし、がんの検診後、勤務者の約34%が依願退職をしている、こういうふうに登録されております。自営業の13%も廃業をしていると、こういう現実です。年収ではがん検診された後の平均年収の変化は2分の1以下になってきているということでもあります。

そこで、取り組みの現状と今後の課題でありますけれども、早期発見、早期治療これは国も自治体においても継続的に取り組んでいるところであります。相談支援体制においては、県では県内8か所にありますがん診療連携拠点病院、これは誰でも無料で相談できる「がん相談支援センター」こういう相談窓口が設けられております。がんの検診あるいは治療のことはもとよりですが、療養生活や困り事のあるということについても、一緒に考えて情報を探したりという手伝いもしていただけるということでもあります。相談の内容に応じまして専門家が連携して対応できる体制を整えています。匿名でも相談することができるということです。

市におきましても、経済的な対策といたしまして、生活困窮者自立支援と就労に向けた、ハローワークですね関係機関との連携、あるいは就労訓練への助成を行っておりますけれども、今後は拠点病院におけます就労継続を意識した治療方針の強化を中心にいたしまして、県やハローワーク等の就労支援事業の充実、それから企業のがん患者の就労に関します理解が深まる取り組みを検討していかねばならないというふうに思っております。

かかりつけ薬局であります、これは本当に大切なことでありまして、議員ご承知のようにジェネリック医薬品の部分につきましては、これまで市のほうでは全てのレセプトを点検しまして、重複受診、あるいは重複処方と思われるような被保険者につきまして、保健師が訪問して不要な受診それから服薬を避けるよう指導しておりますし、かかりつけ医を持つこと、あるいはお薬手帳を活用することを啓発してきております。

今、この加算制度といたしまして、かかりつけ薬局制度が新設されたことでありますので、これを契機に訪問指導の際に、そのメリット、あるいは利便性について説明をしなければなりませんし、市内の薬局とも連携してその普及に努めたいと思っております。

ジェネリックの推奨について、平成 24 年度から先発医薬品との価格差をお知らせする差額通知書の事業を行っているところであります。本年度からジェネリック医薬品希望シールを保険証とともに郵送いたしまして、保険証に貼っていただくことで患者さんの意思表示ができるということですので。

普及現状であります、平成 27 年 12 月審査分の数値では、ジェネリックに変更可能な医薬品のうち、59.5%ですから約 6 割がジェネリックのほうに使用を変更しているということでありまして、使用されております。効果の額は 1 か月当たり約 770 万円と推計されます。厚労省は平成 30 年度の利用到達目標が 60%ということですので、市のほうではもうそれにほぼ達したということでもありますけれども、さらに普及を進めてまいりたいと思っております。全国規模では数千億円の削減効果が期待されているということもまた申し添えておきます。以上であります。

○議長 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 がん予防対策と検診強化について

詳細なる説明を大変ありがとうございました。最初に私は受診率の部分兼ねてですけれども、当市はこの平成 28 年度から妊婦歯科検診を実施することになりました。私はこのことは大変評価したいと思っております。今、我が市の死亡の原因を見て、一番のがんで 41.7%。2 位が心疾患で 25.4%ですか。そして 3 位が脳疾患、これは 24.5%となっております。そのことを考えたときに、本当に歯周病というのは心疾患と糖尿病などにかかる可能性がかなり高くなるというふうに私も聞いておりますので、そういう面では先駆けて本当に英断ではないかなというふうに実感をしております。特に妊婦になりますと女性ホルモンの分泌が本当に増えて歯周病が発生しやすく、進行しやすいというふうにも聞いております。また、妊婦の方が重度の歯周病になると、今言われているように多い低体重児出産ですか、というふうにもありますし、また早産のリスクが高まるというふうにも聞いております。そういう面では、何か母子手帳をもらったときに無料クーポンですか、クーポン券を配布するというふうにも聞いておりますので、ぜひ多くの人から受けていただきたいなと思っております。私はどこよりも早く、そういう先駆けるという市の対応に関しては、本当に敬意を表したいと思っております。

その中で先ほど市長からも本当に詳細に説明いただきましたけれども、国保でも、先日、社保、社会厚生委員会でもデータヘルスの資料も見せていただきました。その中を見ると、いろ

いろな部分が見えてくるのですね、具体性が見えてくる。受診率はどこの地域が悪いのか、また医療費はどこの地域が一番かかっているのか、そこまでも全部わかるようになってきました。そして何が一番お金がかかっているのか。そしてまたそういう面では具体性が見えてきているなという。そういう資料がわかることによって、具体化ができたということに関して、私は本当に大きなことではないかなと思っております。

その中で、市長が先ほど答弁しましたように、特定健診の受診率がなかなか伸びないということ。これが50%——平成21年の55.3%を最高に、平成23年は52.1%ですか、そして昨年度は50.8%と毎年落ちてきているのです。この部分をどのように捉えるかということ。そして中には、これは私も見ますと、やはりどうしても40歳から50歳台の働き盛りの方がやはり低いのですね。もうやむを得ないかもしれないけれども、やはり明確にこれがデータとして出ているわけでありまして。またその低いところがどうしても医療費が高くなっているというデータもここに見せていただきました。

そう考えたときに、結論から申すならば、やはり受診率を上げることが一番の改善だと、これはみんなが知っているわけでありまして。具体的にどうするかということのやはりスピード感が私は大事だと思いますけれども、市長のさらなる——このデータ等を多分市長も見られていることだと思いますけれども、その率直な気持ちは、この数字でどう感じましたでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 がん予防対策と検診強化について

先般の国保運営審議会の際に資料として説明いただいた中で、12地区の受診率が出ておりまして、非常に低いところとある程度高いところとありまして、議員おっしゃったとおりであります。結局、我々のその啓発部門と、まさかそれは地域性が全部そこに出ているということではないと思うのですけれども、では城内は地域性があれだから高いのか低いのか、大巻はどうだろうということではないと思うので、結局やはりご本人の自覚ということを十分促していく方法がとられなければならないということでありまして。あのデータで今度は、あなたの住んでいる地区はこんなに低くて、そして医療費は高くなっているのですよ、というようなことも含めて——これはあまり脅しみたいになっては困るのですけれども、そこまで踏み込んでいかないと、なかなかご本人がその気になっていただくということは難しい部分があります。今、議員がおっしゃったように、特にその働き盛りの皆さん方ですね、この部分だと思っておりますので、そういうデータもはっきりと出てまいりましたので、それを十分活用しながら受診率の向上に取り組んでまいらなければならないと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 がん予防対策と検診強化について

私もどこの地区が一番低くてどの地区が一番お金がかかっているは、私もちょっと本当に胸が痛い部分がございますので言われませんが、やはり早くその地域にもう入って——これは地域のためですから、遠慮しなくてもいいと思います。どんどん私は入って行っていただきたいと思っております。

そうした中で、やはりせっかく悪いというところがわかってもらったにもかかわらず、7割が受けていないというこの部分も本当に何とかしなければ。やはり危機感がないのですよね。そのことを考えたとき、先ほどの数字を見たときに、やはり受診率が低いところは40歳から50歳というか、それだけではなくて働き盛りの方が多いわけでありまして。そうしたときにやはり私は期間限定でもいいので、平日の夜間だとか休日診療というそういう部分に関しても、数字的にも明確に出ているわけですから、今後考えていかなければいけない部分ではないのかなというふうに感じるわけでありまして。例えば1つの自治体でだめだったら、ほかの広域でもやはり考えていっても私はいいと思っているのです。

そのような部分を考えていただく部分と、今、国保の加入率は26.3%です。なかなかここで市全体を掌握するというのは難しいですので、やはり協会けんぽですかとの連携等はやはり大事になってくるかと思えます。平日、夜間とか休日診療等、広域等でも合わせた中でこういう考え方について市長はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 がん予防対策と検診強化について

対象者の受診率が低いというのは、さっき申し上げたとおりでありまして、その中にドック、あるいは他の医療機関、職域、それから入院中のためというようなことが相当ありますので、実際それを全部まとめてみれば、もうちょっとこれは上がっているわけですが、現実としてはこういう数字であります。

それも皆さん方の受診率向上のための医療機関の夜間とか、休日とかという部分につきますと、これはちょっと我々も今ここで簡単に、それはいいことだということですがすぐにはお答えできませんが、これはやはり病院のほうの先生方ともちょっと実態をお互い共有しながらどういう対応ができるか、それは考えていかなければならないことだと思っております。

そういうことをやって本当に上がるのかという部分もちょっとあると思えます。ご本人が、要はそう言われても医者に行きたくないということですから、医者に。ということは、昼間あけようが、夜あけようが医者には行かないということだと思っておりますので、その辺も含めてもう少し検討させていただかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 がん予防対策と検診強化について

市長の答弁を聞いてみて、本当にがんに関しては教育が大事だなというのは私も感じます。我々はなかなか頑固な時代に生きてきていますので、人の言うことを聞かないというのが、やはり根に持っている時代でございます。やはり教育の、小中学校のがん教育で、本当に大事にそういう大切さというものを訴えていくという、大切さというものを感じるわけでありまして。やはりなかなか今、即答できないというのも事実かと思っておりますけれども、私は各近隣もやはり同じ悩みだと思うのです。ですから、そういう部分で地域と連携した中で、ここに行ったら日曜日に受けられるとか、ここに行ったら夜間やっているよとか、そういう連携等などもそろそろ考えていかなければ——これは我が市だけではないと思えます。ほかの地域も同じ部分であ

ると思いますので、ぜひ、そういう部分を検討していただければと希望したいと思っています。

中学校の尿検査の件でありますけれども、重々調査をした中で、やはり若いときに除菌をすれば可能性がゼロというふうな部分も聞いておりますので、ぜひ私は検査というか、調査をしていただければありがたいと思っております。

そうした中で私はちょっとがんの——子どもだけではなくて市民にとってもそうですけれども、我が市は40歳のときもそういう検診を無料でさせておりますけれども、胃がんに関してですが、魚沼地域胃集団検診協議会が廃止に今回なりました。そういうことを考えたときに、今までもなかなかX線の検査を委託する医療機関も少なくなってきたというふうにも聞いていますし、検査機械が老朽化しているというふうに私も聞いています。私が議員になってからも機械を予算でしたというのがありますけれども、全体的にはそんな状況が今、来ているのも事実かと思えます。

そこで、私は今までも言っているのですけれども、高齢者はなかなかバリウムは飲めないのですね。高齢者になった場合。ここをやはり私は胃がん検診でリスクの判定導入というものを、何らかの形でしていかないとなかなか難しいのかなど。やはり年をとってくるとなかなかもうがんも進まないかもしれないけれども、その一番多い部分をどうするかということも、やはり大事なかなと思います。その点、やはり今かなりのところで胃がんに対する検診の仕方、体制を変えておりますけれども、我が市はそういう点に関して現状はどうでしょうか。お聞かせいただきたい。今後のお考えですね。このままでずっとバリウムの感じでいくのか。また、今後、そういう年齢を変えた中でも検診体制を変えていこうとしているのか、その部分だけちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 がん予防対策と検診強化について

今まだ私のところにまで、検討をしているとかそういうことが及んでおりませんので、担当部長が、どの程度までそういうことを検討しているのか、今はまだ全く検討していないのかについては答弁を申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 がん予防対策と検診強化について

胃がん検診の今後の計画についてお答えいたします。魚沼地域胃集団検診が今年度で廃止になりますが、そのかわりとしましては、今まで他の基礎健診、それからがん検診をお願いしておりました健診機関に継続して引き続き検査をしていただくことで計画しております。ただし、これは議員がおっしゃるようにバリウムです。バリウムの検診につきましては、おっしゃるように確かに高齢者にとっては一部難儀という部分がありまして、少なからず誤飲等の件も発生しておりますので、これについては保健師等、それから健診機関と一緒にあって対策を講じていきたいというふうに思っています。

当面につきましては、やはり内視鏡を希望される方がドックに移行する、それから医療機関で受診される方も多くなっておりますので、全体的にはバリウムでの検査を受ける方が減って

おりますが、市としましては基本的にはまだバリウムの検診について有用性を認めているという方針ですし、ガイドラインもそのようになっておりますので、この辺については継続していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 がん予防対策と検診強化について

わかりました。胃がんの部分に戻りますけれども、私はやはり試験的でもいいと思っているのです。対象年齢を区切った中でピロリ菌の抗体の検査ですね、こういうものをやった中で、盛り込んだ中でがんになる人を少なくしていく。そして出たら次の段階をどうするかという、そうすると医療費もかなり違ってきますので、先ほど市長からもその数字が若干出ましたけれども、ぜひその部分を検討していただきたいと思います。データヘルス化によって、そのことをしたことによって幾ら削減できるか。それもわかるような時代になってまいりましたので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次のがん登録の推進でありますけれども、市長からおっしゃっていただきましたが、私は進めていただきたいと思います。今、本当に抗がん剤治療で闘っている人がいっぱいいます。なかなか今は確率が少ないというふうに言われている中で、やはりいかに効果的な治療をするか、やはりより多いデータが集まったことによって、最高の治療が受けられるわけですので、その部分をぜひ進めていっていただければと思っております。

次のがん就労支援についてでありますけれども。やはり先ほど言ったように、がんと闘い続けるという部分は、本当に難しさが出ております。市長からも若干述べていただきましたように、依願退職がやはり 30%になっているのです。そして停職の人が 17%、そして解雇や希望していないのに異動されたという人が 17%というふうにも私の調べた中ではしております。

やはり病気になると収入が減るわけです。これは深刻になってきます。全ての社会保障に影響を与えてくるわけでありまして、その部分を私は今の会社の考え方もやはり変えていかなければいけないかなというふうに思います。がんになるともう戦力外という、野球ではないですけども、そんなに簡単にはいかないわけでありまして。1 かゼロかの判断というような、そういう部分ではなくして、本当に先ほど市長からも数字があったように、30%以上の方ががんと闘いながら就労にも頑張ってもらえるという現実を見たときに、ではどうしてあげられるか。我々行政としてどうしてあげられるかということも、やはり考えていかなければいけないと思います。

その中で私がやはり感じるのは、時間単位の休暇のとり方ですよね。時間休という、この取り方をもう少し進めていかないと、やはりこういうのは難しいのかなというふうにも感じます。よく、変な話、がんになった人に聞くと、例えば入院した場合、今まで大体 46 日くらい、前はかかっていたそうですけれども、2011 年では 19.5 日だそうです。今はもっと短縮されてきて、早く退院して外来治療を受けるという、そういう方針に今は全部変わってきております。そして仕事を、企業からすると、やはり親切心で「治ってからでいいよ」というふうに会社のほうは言ってくれるそうです。「治ってからでいいよ」と。でも、がんというのは治るとわかる

には5年かかるのですね、わかるとおり。5年たたないと本当に治ったか治らないかわからないのです。5年待っていれば自分の居場所がなくなるのであります。だからこの部分というのは、本当にやはりしていかなければいけないと私は思っております。

それと、傷病手当があるかと思えますけれども、今、この考え方について行政はこういう動きがあるのかどうかをお聞きをしたいのですけれども。今、例えば病気休養中に健康保険から支払われる傷病手当は、最長で1年6か月であります。例えば今、職場復帰をすると、その部分でとまってしまふ、なくなってしまう。ずっと続けないとだめで、要するに累積の間隔ではないのですね。そのときだけ取得して、また1年6か月たつて受けようとしても受けられないのですよね、今の制度は。1年6か月がずっと続かないと傷病手当というのは出ないのですよ。1年6か月しか出ないのです。途中で仕事をして、またした分だけ後でもらえれば全然構わないのですけれども、今の制度はもらえないのです。それについての動きというのは、行政というのはあるのでしょうか、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 がん予防対策と検診強化について

それについては私が承知しておりませんので、誰が答えられるか——人事のほうか。市の制度的な部分について総務課長にちょっと答弁させます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 がん予防対策と検診強化について

ただいまのご質問の部分は、ちょっと私のほうが承知しておりませんので、調べまして、後で回答をさせたいと思えます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 がん予防対策と検診強化について

私が間違っていたら大変失礼ですけれども私の調べの中では、そういう現実の中で、本当にこれからいかにがんとうまくしていくか。また、いろいろのけがとかそういう部分もありますので、そういう部分のこれからやはり法整備が必要になってくる、やはり国全体でこういう動きも、行政がこの地方から現場の大変さを発信していかなければいけないのではないかなというふうに感じます。

時間的にかなり押してきましたので、市長も言ったかかりつけ薬局の件ですけれども、私は本当に多くの人が今、飲み残しているのが事実で、これは市長も多分わかるかと思えます。そういう部分で私もこれを調べてみたら、薬剤師協会で、薬剤師会で節約した薬をまた持ってきてもらって、そしてそれをちゃんと過ぎていないかどうかチェックした中で、また再利用している。そういうふうなことも聞いております。自治体も本当に必死に医療費をどうしたら少なくできるかというそういうことも今は考えて、その節約のパックなども無料で配布しているというふうにも聞いております。そういう部分をすることによって、かなりの金額の我が市の医療費の削減にも感じますけれども、そんな考え——市長は今、多分初めてこんなことを聞いたか、またそういうものも調べてられるのかもわかりませんが、そういう考えについて

ちょっといかがでしょうか、市長。

○議長 市長。

○市長 1 がん予防対策と検診強化について

そのこと自体は素晴らしいことだと思います。ただ、それを今、当市の中で実際やっているか否かについては私が承知しておりませんので、それは担当部長に説明をさせます。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 がん予防対策と検診強化について

ただいまその件につきましては承知しておりません。以上です。

〔「ぜひ、また医療費削減に向けてまた頑張ってくださいと思います」と叫ぶ者あり〕〔何事か叫ぶ者あり〕

○議長 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 がん予防対策と検診強化について

はい、大変失礼しました。あまりにもちょっと時間の調整が下手なもので大変失礼いたしました。

2 放課後児童対策と児童に合わせた支援策について

2点目の大きな項目に移らせていただきます。放課後児童対策と児童に合わせた支援についてお伺いいたします。共働きやひとり親家庭の小学生を預かる学童保育に関してですけれども、私はかなりの部分で拡充しているかと思いますが、今は預かるだけではなくて、子どもの学びの場へのいろいろな部分の支援策が求められているかと思います。そこで2点お伺いします。

放課後児童クラブの今の実態、課題、対策についてまたお伺いさせていただきたいと思えます。

2点目であります。土曜教室の拡充であります。当市においてもこの平成28年度からさらに拡充というふうにも聞いております。昨年度の実績を見た中で考えていられるかと思えますけれども、どのような計画かお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 2 放課後児童対策と児童に合わせた支援策について

登壇します。中沢議員にお答え申し上げますが、今現在、市のほうの放課後児童クラブの実態等であります。市にはご承知のように17児童クラブがございまして、これは全て運営はNPO法人に委託しております。大体市内の小学生の約2割が入所している。これまでクラブの新築、増改築を進めてまいりまして、しかし人数が増える夏休みだけの長期休校の期間は、学校の教室を借りて運営をしたりということでもあります。平成28年度はさらに1施設増えますので、児童の受け入れに支障はないと思っておりますけれども、指導員の人材確保、それからスキルの維持、これらがちょっと課題であろうと思っております。

今後、一番問題となりますのは、今、国が強く推進しております保育の必要性がある児童のための放課後児童クラブと、それから全ての児童が利用できる放課後子供教室を一体的に整備して連携した運営を行っていく放課後子ども総合プラン、これを実施するということになるわ

けですけれども、非常に難しいことだと思っております。

平成 26 年度に策定いたしました市の子ども・子育て支援事業計画の中では、放課後子ども総合プランの推進をうたっておりますけれども、放課後子供教室は現在特認校の栃窪小学校だけであります。これからいろいろ連携をしながら、早期にプランを実施できる環境を整備していかなければなりませんし、子どもたちの安心・安全の居場所の確保について、地域の方々のまた参画を得ていかなければならないと思っております。

土曜学習の拡充であります。ご承知のように平成 26 年から 2 年間、国・県、そして市によりますモデル事業として大和地域と、平成 27 年度は六日町ですね、実施をしました。こういう成果を踏まえて、平成 28 年度は旧 3 町単位で、今度は塩沢も含めてやっていかなければならない。ゆくゆくはコミュニティ組織、12 ですね。その地区の中でこれが進めていければいいなというふうに考えておまして、その体制の推進、整備にこれから意を注いでいかなければならないと思っております。非常に効果があるということは、教育委員会のほうからも報告を受けておりますので、素晴らしいことだと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 放課後児童対策と児童に合わせた支援策について

最初の学童保育の件でありますけれども、なかなか実際に市報などを見ても、人材の確保が難しいというような一端をのぞかせるような部分がございます。なかなかそういう部分を見ていると、本当に頑張っているのだなというのを感じるのですけれども。文科省の放課後子供教室と厚労省の放課後児童クラブという、やはり同じことをやるにも縦の線があるかと思うのですけれども、その連携というようなものでやるということはこれは難しいのでしょうか。その点、ちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 放課後児童対策と児童に合わせた支援策について

先ほど触れましたように、保育の必要性がある児童のためが放課後児童クラブ、それから全ての児童が利用できる放課後子供教室、これは確か文科省関連だと思うのです。これを一体的に整備していこうというのが国の今の考え方でありまして、これを我々も進めていければいいのです。ただ、そこまでまだ至っていない。しかし、これを我々も自分たちのプランの中ではこのことをうたっているわけですので、その実施に向けてこれから対策を進めていかなければならないということでもあります。国のその省庁の縦割りというのは今に始まったことではなくて、常に弊害がつきまといいますが、そこはうまく我々のほうで使い分けながらやっていくということだと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 放課後児童対策と児童に合わせた支援策について

はい、ありがとうございます。先ほど旧 3 町村でことし始めるということでもあります。1 日も早い、全地区で、実施できるようにしていただきたいと思っております。

3 成年後見制度の促進に着いて

最後の部分に入ります。成年後見人制度の推進についてでございますけれども、なかなかこの部分に関しまして、私が見ていると難しいと感じます。私はこの後見人の認知症、知的障がい者、この判断の不十分の方がかなり多くなってきている、やはりこの部分を1日も早くその体制を進めなければいけないというふうに感じるわけです。この市民後見人養成研修だとか、相談体制等をなかなかこの自治体ができない理由というものは何なのでしょう。お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 成年後見制度の促進に着いて

これは自治体ができない。できるところもあるのでしようけれども、やはり一番はその後見人となっていただく方の人材が不足といいますか、ないということでもあります。やはりこの一近年特にそうですけれども、議員おっしゃったような認知症のことだとか、そういうこともあったり、あるいはそこから始まります財産の関係とか、これの後見人の方がきちんと預かって適正に管理していくという部分の中での難しさ。相当の専門知識を有しないとこれはなかなか難しい問題がありまして、その人材が少ない。ですから、弁護士さんとか、公認会計士さんとかという方であれば、これはもう一般的な業務の中でやられていられる方ではありますが、市においてもそういう人材というのは数えるほどしかいないわけでもあります。その方々に全ての、市内の被後見人という皆さん方の数をまかってくれということは確かできないと思うのです。どんどんやはり増えています。全国的にも増えていますし、我が市も同じでありますので、やはり人材育成、これに尽きると思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 成年後見制度の促進に着いて

市長も言ったように本当に人材不足は重々承知しておりますけれども、まさに私は喫緊の課題ということを、本当に周りを見ても感じております。ぜひ、1日も早い推進をお願いして終わりたいと思います。

[制限時間到達のブザー音あり]

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時30分といたします。

[午前11時13分]

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午前11時30分]

○議 長 ここで先ほど議席番号15番・中沢一博君に対し保留していた答弁について総務課長から発言を求められていますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長 先ほど中沢議員からご質問のありました傷病手当金の支給期間の件でございますが、傷病手当金は最長1年6か月というふうに規定されておまして、途中で一旦復職したというような場合があっても、その期間を後に繰り延べることなく、最初の受給から1年6か月の範囲の支給範囲となっております。以上です。

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位 3 番、議席番号 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、5 番議員が一般質問を行います。質問の内容は 3 つで、1 問だけを壇上で質問します。今回は文章は極めて簡潔にまとめてみました。

1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

最初の 1 問目、防災意識、防災力の向上について市の基本的な考え方をお尋ねいたします。壇上での質問は以上とします。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 勝又議員の質問にお答え申し上げます。

1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

簡潔でありましたので、私のほうからも簡潔に申し上げますが、この基本的な考え方、これにつきましては自助、共助、公助この連携、これを強化することが防災力の向上につながっていく。ですので、自助、共助、公助、これを基本にして防災計画も立てたり、あるいは必要な訓練を実施したりというところであります。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

市長から意表を突く答弁をいただきました。このパターンだと私も質問が続かなくなってしまいそうですが、何とかやってみましょう。

南魚沼市の消防団員は、今現在 2,329 人と聞いていますが、これは人口 100 人当たりの占める団員比率で 3.97%、およそ 4 人ということであります。この数字は新潟県 1 位であります。私がいただいた資料、新潟県内のその人口 100 人当たりに占める団員数の一覧表を今、持っているのですが、魚沼市が 2.5 人、小千谷市が 1.8 人、長岡市の消防団が 1.4 人であります。いかに南魚沼市が団員数が多いかということですが、これは人件費もそれだけ多くかかるということでもありますけれども、逆にこれは紛れもなくこの地域の防災意識の高さを表す数字だと、私はそのように思っています。今後の消防団員の人数がどのように推移すると予測されるか。また、自主防災組織との関係がどうあるべきかについてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

消防団員数の多さといいますか、この層の厚さは私たちも県下では一番、非常に誇るべきことだと思っております。その成果といいますか、平成 23 年の新潟・福島豪雨の際には、この力が大いに発揮をされまして、本来でありますと死傷者が出てもおかしくない状況の中でゼロということでありました。これは消防団員、そして自主防災組織、区の行政、そして我々の行政、これが本当に緊密に連携が取れたということでありまして、私は大きな誇りだと思っております。

団員数につきましてはやはり減少傾向でありまして、そういうことも含めて消防団の再編も

行ったところでもあります。まだこれからも確か団員数が確保できないというような行政区が出てくるわけですので、それらについても合併といいますか、近隣の行政区と一緒にやっていく。そのための機動力の確保ということで軽自動車の消防——あれはポンプの、ですので今、全ての消防団のところには軽自動車が配備されておりますので、機動力も発揮されている。減っています。間違いなく減っているということではありますが、極力でき得れば減らないように。ただ、人口そのものが減っていくわけですから、これは致し方ないことだと思っておりますけれども、1人当たりといいますか、団員数の数が市民の人口に応じて一気に1人くらいになってしまったとか、そういうことにならないように、また団に加入していただくような勧誘も続けていかなければならない。

そして、自主防災組織との連携、これは本当に大事でありまして、ここと連携ができなければ、いかに団員が頑張ろうともこれはやはりなかなか効果が出ないということでもあります。その効果が先ほど触れました平成23年の際に表れたということでもありますので、この自主防災組織につきましても、育成、強化、これについてはそれぞれの地域、行政区にまたお願いをしながら進めていかなければならない。当然、市としてもできるバックアップ体制はきちんとやっていくということでもあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

市長の先ほどの答弁に自助、共助、公助というお話がありました。自助とは何か、公助とは何か、共助とは何か。大ざっぱでよろしいですので、ご説明いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

自助、共助、公助というのは書いて字のとおりでありまして、自助というのはまず自分の立場、身を守る。これをきちんとやっていただかなければ、なかなか災害も含めて、危機の対応はできないと。まず自分です。共助というのは今、触れましたように、自主防災組織との連携であったり、そういうことです。公助は最終的には市、いわゆる公がきちんとしたバックアップ、あるいは救助体制を整える。避難の際も含めてです。

これはご承知でしょうけれども、どういう災害であっても一番最初に一番その状況がわかるのは自分です。自分がそこでどう身を守るかということをやっていただかなければならない。地域の人がそれはわかります。我々はそれぞれの地域からの情報は寄せられておりますけれども、現場に例えば行くまでには相当の時間がかかる。それも複数発生したということになりますと、職員だけでは対応できないという部分も出てくるわけですので、最終的に公助ということでもあります。そういう観念です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

はい、では次に進むことといたします。3・11の東日本大震災の映像や関連のテレビ番組が毎日のように放送されています。天災は忘れたころにやってくるという有名な言葉がありま

す。私自身、昨年4月25日、異国の地において大きな地震に遭遇いたしました。まさに天災は忘れたころにやってくると。だからこそ防災教育が必要なわけではありますが、地元南魚沼市の保育園、小学校、中学校、高齢者福祉施設、あるいは病院、診療所等、防災訓練、防災教育が行き届いているか否か。もちろん行き届いているのでしょうけれども、その辺についての大きっぱなお話をいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

もちろん、小中学校では防災教育ということも含めてやっておりますし、保育園でも当然ですけれども、避難訓練的なことも実施しております。病院はもちろんであります。ただ、ご承知だと思いますけれども、病院関係につきまして、患者さんや一般市民を巻き込んだ避難訓練はちょっとでき得ない状況ですので、職員がきちんとやっているということでもあります。

今、本庁舎もそういう状態です。一般の方が来庁いただいたときに何か地震、あるいは災害が発生した、避難させなければならないという想定のもとに、一般の市民の皆さん方がおいでいただいたときのその訓練を実施するということは今やっておりません。職員がそれぞれの立場に応じて消火訓練から始まってそういうことはやっておりますけれども、そういうことはやっておりません。他の施設はほとんどそれは全部やっております。いわゆる一般の方を対象にしなくてもいいわけですから。学校であれ、保育園であれです。そういうことでもあります。そういう状況です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

ご答弁いただきました。私もこの質問をするに当たって地元の保育園、あるいは小中学校、あるいは病院、診療所等々を回ってみました。保育園については毎月避難訓練をしていると。驚いたのですけれども、よそでもやっていると思いますと言われて、よその保育園いろいろ回ってみると、毎月やっている、大変感心した次第であります。

小学校、中学校については新潟県防災教育プログラムというものがあって、それに基づいて適切に訓練が行われている。学期ごとにやっている学校がほとんどでありました。なかなか私が思った以上によくやっているなど、そんなふうに思った次第であります。市庁舎に目を転じて、市庁舎はどうかと私は思ったのでありますが、この建物の構造上、外づきの避難階段がない。階段はエレベーターと一緒に構造の真ん中付近にある。

仮に1階の真ん中付近に火災が発生して下へ降りられないというときに、さあどうやって降りるのか。どうやって避難するのかなというようなことを考えて、皆さんにいろいろ聞いてみましたら、さあどうするのでしょうかね、みたいな。窓から降りる避難はしごでもあるのかなと聞いてみたりもしたのですが、その避難はしごがあるかないか知っている人がほとんどいない。多分ないのだろうなど、そんなふうに思った次第であります。

市長が今お答えになった公助の部分について、市職員一人一人が地域の防災計画を熟読し、防災や減災に対する意識を高め、市民の安全・安心のために最善の努力をするというような形

であろうかと思えますけれども、市民のいないとき、あるいは市職員がほとんどいない日曜日に訓練をするというのは、逆にあまり意味がないのではないかと私はそんなふうに思ったのですが、実際あり得る状況の中で訓練をしてこそ本当の訓練ではないか。人がいない日曜日にやったから、ああこれで訓練だというのは、ちょっといかがなものかみたいな気がするのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

先ほど申し上げました市役所、ここの本庁舎について。大和、塩沢庁舎では防災訓練の日に合わせてですね避難訓練等をやっております。当然一般の皆さん方をそこに巻き込んでということではありません。消火訓練的なことは本庁舎も防災訓練の日に合わせて庁舎に残っている職員の中でやっているということでもあります。そこで、よりリアルに、一般の市民の皆さんも巻き込んで、では訓練が実施できるかと言いますと、想定をして市民の皆さん参画してください、例えばこういうことです、こういうことです、こういう訓練をしますというのは、できなくはありません。しかし、これが一番、平常時でしかも想定をお知らせしないで、訓練をやるというのは本来一番いいのです。防災訓練も同じです。同じですけれども、それはなかなか簡単ではない。

常々防災訓練の際にもFM放送で流しておりますが、本来、予告をしないでやるということがこれは一番そのときの状況が把握できるわけですね。我々もここが弱いとか、これはよくやったとか。しかし、それが簡単にはどうもできていないということでありまして、これを実施するについては相当の、あまり準備をするとみんな漏れてしまいますから、そういうことも含めて難しい状況ではあります。しかし、やったほうがいいということは十分承知をしております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 防災意識・防災力の向上について市の基本的な考え方を問う

今の市長の答弁をいただいて、まさに私もそう思うのですが、実はある小学校で抜き打ちで避難訓練をすることがあるという話を聞きました。日ごろ先生方が指導しているそのとおりに子どもたちが動くかどうか。抜き打ちでやってみなければわからないというようなお話を聞いたので、改めて市長にお尋ねしたのですが、さあ、防災関係の質問についてはこれくらいにすることにいたします。

2 少雪の今年、除雪費の残額はどの程度と予想されるか。除雪費の予算と待機料の関係について、市の基本的な考え方を問う

では、質問の2番目。暖冬少雪のことし、除雪費として余る金額はどの程度と予想されるか。除雪費の予算と待機料の関係について、市の基本的な考え方をお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 少雪の今年、除雪費の残額はどの程度と予想されるか。除雪費の予算と待機料の関係について、市の基本的な考え方を問う

ことはこういうことで雪が非常に少なかったわけでありまして、ことしの除雪の予算は8億5,000万円であります。最近を調べますと大体10億円くらいかかっていた。今までの平均的には年間10億円。そこで、今回が8億5,000万円の中で2月末までに使用しました除雪費は総額で6億600万円。これはこの中に4月の春先除雪が2億6,700万円含まれております。毎年そういうことになっています。新年度予算で春先除雪はやるということです。今、6億600万円ですから残っているとすれば2億4,400万円。これは待機料、そしてこれからまだどうあるかわかりませんが、それを見込みますと、ほぼ8億5,000万円は使い切るだろうと思っておりますので、余るという想定は全く今はしていません。

待機料につきましては、これは請け負っていただく業者の皆さん方の安定的でそして持続可能な除雪体制を整えるという意味の中で、現在は1台当たりの延べ実稼働時間が、標準稼働時間——これは車道用除雪車は240時間、歩道用小型除雪は120時間——これに満たない場合、満たない時間に対して待機料の単価を約6割というふうに大体想定して払っております。今年度は1台当たり大体100時間程度の待機料の支払を見込まなければならないだろう。

固定費といたしまして、1台当たり月平均で毎月27万円、1台に払っております。この固定費は当然ですけれども稼働がない場合にも機械の維持費として支払っていかなければならないということでもあります。そういうことで今、待機料、あるいは固定費等を支払っているところでもあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 少雪の今年、除雪費の残額はどの程度と予想されるか。除雪費の予算と待機料の関係について、市の基本的な考え方を問う

雪の降らないときの待機料として合併以来のデータを私はいただいてあります。待機補償料、平成18年度が5,600万円——およその金額であります。平成20年度が5,200万円、平成25年度がおよそ1,200万円ということであったようです。ことしの場合、今、市長がおっしゃるとおり、このまま雪が降らなかった場合、待機料として近年にない8,000万円という金額が待機補償料、すなわち別の言葉で言うならば休業補償のような形で支払われるわけでもあります。

それで、最近、土曜、日曜日に除雪業者のところを回って、本当はどんな思いでいるのかといろいろ聞いてみました。雪が降らないで大変だと言いつつ、待機するだけのことで補償料をいただくということを快く思わない、そういう業者もいなくはない。ちょっと心苦しいというような、そういう気持ちでいる業者もなくはないと私は印象を受け取ってきたのであります。それで1つご提案ですけれども、除雪機の中にはドーザーとかグレーダー、あるいはロータリーとかいうそういうものがありますが、この除雪機による作業で縁石が欠けたり、あるいは路面が痛んだり、路面にひびが入ったりなどすることがあると聞いています。であれば、余ると予想される同じ予算で傷んだ道路の補修をするのもよいのではないかと私は思っているのですが、いかがでありますでしょうか。

道路の状態がよくなければ除雪作業もやりづらいということもあるのではないかと思います。せめて待機料に見合う分の道路の補修工事を除雪業者に発注したらいかがでありますでしょうか。

聞いてみる限り、除雪業者はほとんど道路の補修工事のできる業者さんであります。待機しているだけのところに市民の血税を8,000万円も支払うより、市民に見える形で仕事をしてもらって、その分の支払をするほうが、市民にも市民目線での理解を得られやすいし、また業者の側も働いて成果を上げた上で支払いを受けるという形のほうがあるべき姿として、その業者さんのほうも納得がゆくのではないかと、私はそのように思った次第であります。

今、市内には予算がなく道路の補修工事ができないで、そのままになっているところがかなりあると聞いています。私も自分の目で見て、いろいろあそこに、ここにと思うところが実際ありますが、せめて待機料に見合う分の道路補修工事を公共事業として発注して、目に見える成果に対する支払いをするほうが市民目線として理解を得られやすいのではないかと、私はそのように思いますが、この点について市長はどのようにお考えでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 少雪の今年、除雪費の残額ほどの程度と予想されるか。除雪費の予算と待機料の関係について、市の基本的な考え方を問う

待機料につきましては、ちょっと議員の考え方が私は理解できないわけでありまして。業者の方でそういうことをおっしゃっているのか、そういうふうな素振りがあったのか、それは私にはわかりません。しかしこれは、昔は待機料なしでした。そして、その除雪のために機械も買ったり、あるいは人員をそろえてやっているのに除雪する時間が少なくて、とてもこれでは除雪体制が維持できない。そういうことの中から、もうほぼ今は全国的に待機料は支払っております。まず支払っていないところはないと思うのです。

なぜかと言いますと、これはことしはこうでありましたけれども、去年を見てください。もし、去年のような状況のときに除雪業者が機能しない、もう除雪などいいよ、しないよと言われたとき、ではどうするのか。市民の足の確保は全くできなくなるわけですから、これはまさに血税であっても、有効なお金だというふうに思っています。ですから待機料は、これはきちんと、本来であれば、もう少し余計支払わなければならないかも知れません。本当にこれは厳しいことです。ほとんどが個人ではなくて、会社としてやっているわけですから。ですので、これは、これを別のほうに回せという議論については全く私はくみすることはできないと。

それから、補修であります。予算がなく補修ができないというは一切ありません。今でも補修はそのたび、そのたびにできるときにやっております。雨や雪の降っている中ではなかなかできない部分もありますけれども、それでも緊急の場合は全部補修をやっていますよ。今、私もたまに通る道で穴があいたり、それは簡単に補修していますから、一時的に穴を埋めている。そうしますと、もう大型車が通ったり、ちょっと水に洗われたりすればそれはまた全部はげる。まさに追いかけてこです。イタチごっこ。そしてきちんとした補修は除雪が終わった後に、全部発注してやっております。ですので、それを除雪業者に待機料分だから仕事しろということは、これは全く考えられないことでありまして、補修が予算がなくできないということが、それはないわけでありまして、もし、あったとしたら私にお知らせください。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 少雪の今年、除雪費の残額はどの程度と予想されるか。除雪費の予算と待機料の関係について、市の基本的な考え方を問う

どう言って質問を続けたらいいのでしょうか。市長はそうおっしゃいますけれども、後回しになっている道路の補修工事はかなりあると思います。業者との契約でその待機料がそういう形で支払われるということは私も知っていますけれども、契約書の文書を一、二行変えれば柔軟に対応できるようになるのではないかと、私はそのように思った次第で、こういう質問をしてみました。

全く自宅待機、あるいは事務所待機で何もしない、そういう状態。望んでそういう状態であるとは言っていません。雪が降らないから仕方がないということですがけれども、そこに税金が支払われるということは、どうも市民の目線からすると理解しづらいような、そういう印象があると、そんなことで私は質問しましたがこの質問はこれで終わることにします。

3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。市の基本的な考え方を問う

では次、3つ目をいきます。後期教育基本計画について。その目指すところの「教育立市」とは何か。市の基本的な考え方をお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。市の基本的な考え方を問う

これもそういう質問であります。市の教育立市というところの目指すところ、これはまさに国は人なりです。地域も当然、人なりです。我々の南魚沼市も人がきちんとあって、その人が、子どもがきちんとした教育を受けていく中で育っていく。人材ですね。ですから教育立市。教育できちんとした人材を育てなければならない、そういう崇高な目標を立てたところでもあります。ですので、「教育立国」とか、「教育立県」とか、「教育立市」とかという言葉はよく使われると思うのですがけれども、まさに教育を基本に据えて市をきちんと活性化も含めて、市の隆盛を図っていこうということでもあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。市の基本的な考え方を問う

まさに今、井口市長が言ったとおりだと思います。子どもは宝物であり、人は究極の資源だという言葉もあります。そんなわけで教育は非常に重要なテーマだと私もそのように思っている次第であります。さあ、ある学校の校長先生と教育水準の引き上げについていろいろ話をしていたときに、その先生が教師の資質を上げなければよい教育はできないと、そういう話を熱っぽくしていました。

新潟県教育振興基本計画には教師の資質の向上という項目が、実はあります。南魚沼市のこのたびの後期教育基本計画に「教師の資質向上」という項目がいくら探してもなかったということで、私の見落としがもしかかもしれませんが、なぜ重要項目としてあげなかったのか、その辺のこ

とについてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

その具体的な内容になりますと教育長に答弁させますけれども、別にそれを無視したということでは私はないというふうに思っておりますが、まさに教師、そして親が、もったきちんとやっていかないと非常に難しい部分というのは、私も実感はしております。では教育長から。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

それではお答えします。全議員の皆さんにこの教育基本計画を既にお配りしてあります。結論から言いますと、勝又議員さんの見落としとしてございます。ページ、20 ページに教職員の指導向上に向けてということがありまして、その推進に向けてということでページ、31 ページに教職員の指導力向上を大きく掲げております。文字がいっぱいあり過ぎて見づらい部分があるかと思いますが、その部分を31 ページでちょっとどういう内容なのかを詳しくご説明します。

この計画の推進に当たって、まず大きな柱の1つに教職員の指導力の向上というのを掲げております。そしていつも私が説明する中で、南魚沼市の自慢の1つに学習指導センターというのがあります。県内でも2つしかないのですけれども、南魚沼市は新潟県の職員を割愛しまして、英語、数学、国語の先生が我々と同じ大和庁舎の事務所にいまして、ここから各学校に出て指導をしたり、ここに来て講演会を開いて指導しております。

それから、教育相談の能力向上ということで、教師のための相談も受けていますし、今、一番大きな課題として、やはり教職員の多忙化ということもありますもので、多忙化解消の面からも先生方の資質向上を目指して、大きな柱として基本計画でも掲げておりますので、ページ31 ページを後でござらんいただければ助かると思います。以上です。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

私の見落としだったというお話ですが、何行目ででしょうか。

〔「ページ31の……」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問を続けてください。

○勝又貞夫君 ページ数はわかりましたので、後でよく見直しておきます。大変失礼しました。では、この件についてはこれで終わります。私の勉強不足をお許してください。

では次に移ります。この基本計画の中に「夢、未来、希望を育む教育の推進」とありますが、中にあるグラフを見る限り、小学生、小学6年生より中学3年のほうが夢の少ない、夢を持つ傾向が少ないとはっきり出ています。以前、日本のある2つの財団がアメリカと中国、そして日本の中学生を相手にいろいろ調査した結果、日本人の中学生、日本の学生が最も夢を持たな

い学生であるという調査結果が出たと聞いています。今の日本では夢を持ち、夢を語る環境が少ないのかもしれませんが。さて、「少年よ大志を抱け」と言ったあの札幌農学校のクラーク博士の言葉を思い出したいものであります。夢は成長のエネルギーであります。教育は可能性にかける芸術という言葉があるという。教師たるもの、児童生徒に可能性と夢を語るべしと私は思うのですが、いかがでありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

議員のおっしゃるとおりでありまして、当然子どもたちから、そういう大きな夢、これを持ちながら育っていくということは非常に大切なことであります。しかし、これもちょっと今、議員が触れましたけれども、今の社会環境が子どもたちの夢を抱かせるような環境になっていない部分もあるというふうに言われております。管理社会的な部分とか、あるいはいくら努力しても報われないという皆さんも今いらっしゃるわけでありまして、そういう現実を目の当たりにしたときに、子どもたちがどう思うか。

しかし、やはり子どもたちに夢がなければ、社会も地域も発展をしていかないということでもありますので、大きな夢を持っていただくように。そして夢は、やはり1人で見る夢は夢ではない。みんなで見ればそれが現実になるというそういう言葉もあります。ですから、1人だけが突出して何かの夢を見るということではなくて、学校全体、あるいは地域全体、子どもたちの仲間の中でのそういう夢を語り合える、そういう環境が私も必要だと思っておりますし、当然教育の現場のほうでもそういうことは熟知をしていると思っております。改めてまた教育委員会のほうにもそのことは申し上げておきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

では、次の質問に移ることにいたします。19ページ、教育基本計画の11ページに元気な挨拶やいじめ防止、道徳教育について書かれています。道徳教育と生活規律に力を入れてだけで、生徒の学力が大きく向上したという事例はたくさんあると、ある本に書いてありました。すなわち人格を磨けば、おのずと学力は伸びるというわけであります。結果としてニートや引きこもり、いじめ、不登校など、少なくなると思われます。道徳教育の具体的な方法となると、家庭と学校の連携が必要と思っておりますが、学校側の道徳教育に対するものの考え方についてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

その道徳教育という言葉を持ち出しますと、いろいろまた昔の軍国主義的なことだとか、そういうことを連想される方もいらっしゃるようではありますが、本来はそうでないわけでありま

す。道徳こそが学力以前の問題です。学力以前の問題。ですから、今、議員がおっしゃったように、子どもがきちんと挨拶ができる、そして笑顔があふれている。こういう学校は大体おしなべて学力も高くなっています。その傾向はきちんと把握はしております。

家庭と学校ということではありますが、本来、本来ですよ、基本的な部分は家庭でいわゆる教育をしていただく部分は相当あります。学校ではやはり普遍的な部分とか、公教育ですね、公。こういう部分をきちんとやっていくわけでありまして、個々のマナーや、あるいはしつけやそういうことは本来はですよ、本来は家庭がきちんと行うべきだと、あるいは地域だと。今それを学校に委ねているという部分も相当ありますので、それが悪いとは言いませんが、そういうことをやはり家庭、あるいは地域と教師間できちんと連携をとりながらやっていくということが非常に重要だと思っております。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

さて、12 時も過ぎましたので、これで最後にしたいと思います。教育は途切れるものではないと言われているわけですが、人格教育のためにも義務教育と高校教育の連携も重要だと思います。義務教育期の学校教育に教育基本計画が的を絞ったのはなぜでありましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

それはもちろん我が市がつかさどる教育は小・中学校まででありまして、高校に対して我々が——これは県がやっていますから、我々の中で県、いわゆる高校教育について教育の基本計画の中に盛り込むなどということは、全く夢想だにもしていないということでありまして。しかし、中高一貫とか、そういう形ができてくれば、それはまた別のものになりますけれども、今はそういうことです。ですから我々が高校教育に対して、我が市はこうすると言っても何ができるわけではありませんから、それは全く別のものというふうに考えていただかなければならないと思います。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

では、この件に関してですが、中学まではこちら、それよりあとはあちらというような、そういうはっきりとした線を引くのは、私はよくないのではないかなと。私の思い込みかもしれませんが、そのように思います。ある程度連携していくのが筋だと、そのように思うのですが、改めてご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 後期教育基本計画について、その目指すところの「教育立市」とは何か。
市の基本的な考え方を問う

ですので、例えば高校になりますと、市内にある高校、あるいは市外の高校、ここまで進学が及んでいるわけです。私たちが高校教育というその1点だけで、別に中学を隔離しているわけでは全くありません。当然どこの高校に行っても、行きたい高校に行って、そしてそのことの中で今まで市で教育してきたことが、全部否定されるなどということはあり得ませんから。そういうことにならないように、対応力も身につけて、小中学校で我々がきちんとした教育をしていくということであります。

高校も市の管轄ということになれば、これはまた別ですよ。しかし、校風で、例えば十日町に行く人、あるいは小出に行く人、六日町の人、塩沢の人、いろいろありますから、それをおしなべて我々がこうあるべきなどということを申し上げても、これはできることではありませんし、しかも画竜点睛を欠くということであります。

○勝又貞夫君 はい、以上で終わります。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開を1時15分といたします。

[午前12時12分]

○議 長 休憩前を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時15分]

○議 長 議席番号11番・鈴木一君より14時50分から通院のため中退の届け出が出ております。これを報告いたします。

○議 長 質問順位4番、議席番号20番・腰越晃君の一般質問を始めます。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 議長より発言を許されましたので、質問をさせていただきます。

大原運動公園整備について

今回の通告内容は1項目であります。大原運動公園、今後の計画整備についてお伺いをいたします。

大原運動公園整備計画は第1期、そして第2期の工事が予定されておりました。第1期工事については野球場と多目的グラウンドの整備が行われ、平成26年度野球場、そして平成27年度に多目的グラウンドが供用開始されています。そうした状況の中で当初の基本計画にあった姥島地区からのアクセス用の道路、そして不足する駐車場、屋根つき練習場——これは当初検討委員会でも要望の高かった施設であります。遊びの広場——これは地元から要望の高かった施設であります。こうしたものを予定した第2期工事は現在どうなっているのかわかりませんが、見直しというお話を伺っております。

また、市は筑波大学から80有余年の歴史のある、同大学石打研修所の廃止に伴い購入した隣接約6ヘクタール弱の土地を購入しました。同地への県立武道館誘致も取り組まれましたが、市の担当職員の努力にもかかわらず、残念ながら上越市に決まりました。その後、この土地に民間資本がフリースタイルスキーの屋内練習施設の設置を検討しており、その動向がはっきりしない限り、第2期工事の設計の見直しには着手できないとの説明を受けております。しかし、この話は、また筑波大学用地の買収これ以降の話は、当初の大原運動公園検討段階では全くな

かったわけでありませう。

大原運動公園の乗り入れ道路、駐車場規模、こうしたことを考え、また、地元の民宿等が多い姥島や五丁歩地区から歩いて運動公園に向かう場合でも、あるいは自動車でもアクセス道路と駐車場の整備については必要不可欠なものであります。そして遊びの広場という名前で基本計画に描かれた部分は、運動公園利用者の休憩や一般市民、家族連れやあるいはグループ連れなどの森の憩いの場として、整備要望の高い場所でもありました。周回コースとして道路整備をし、これを遊歩道とする。また、冬季ではクロカンコースにする、こうした案もありました。屋根つき練習場、これは本当に検討委員会段階で各スポーツ団体から期待されていたものでもあったわけだ。現段階で大原運動公園について今後どのように進めていくのか、お考えがあるのかどうか。伺いたいと思います。

1 項目目、筑波大学買収用地の利用をどのように考えておられるのか。

2 項目、第2期工事、姥島地区からの乗り入れ、市有道路の改良及び駐車場整備等の計画については、どのようなお考えになっているのか。以上2項目について伺いたいと思います。1 回目の質問を終わります。

○議 長 腰越晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 大原運動公園整備について

腰越議員にお答え申し上げます。大原運動公園の件であります、まず、筑波大学買収用地でございます。ご承知のように大原運動公園は、昭和56年に塩沢町時代であります、都市計画決定されて、現在の計画面積が16.8ヘクタール、供用面積が12.4ヘクタールであります。おっしゃったように、平成26年に買収しました筑波大学用地6.4ヘクタールは、現在具体的利用の策定に至っていないこととあります。都市計画決定区域には含まれてもいません。今はですね。この公園は市におきますスポーツの中心施設として位置づけておまして、今後の運営、あるいは利活用の面から体育施設をやはりさらに集約していくことが私は望ましいものだと考えております。

この筑波大学の跡地につきましては、今、議員がおっしゃったように、民間によります屋内体育施設整備計画の話がございましたが、現在資金等の面で話がちょっととまっておる状況であります、もう少し動向を見なければわからないという状況です。しかし、今後の大原運動公園の利活用を考える中で、ここにやはり屋内の体育施設を設置するという事は、検討材料の1つだというふうには認識をしております。

それから、施設集約を考える中でクロカンコースにつきましても、夏場も利用できるオールシーズンコースとして、大原周辺に移設する話も出ております。総合的にどの体育施設を集約するかということにつきましては、また関係者の皆さんと協議、検討を進めていくということとあります。筑波大学用地の利用を考慮した中で、都市計画区域の決定の検討、そして第2期計画の策定、これはしていかなければならないと思っております、今現在、筑波大学用地の利用について、こうだという公表できる状況には至っていないということとあります。

それから、2期工事の中の姥島地区からの乗り入れ道路です。これは当然ですけれども、利便性を大幅に向上させる道路でありまして、第2期計画をしていく中で実施しなければならないというふうに考えております。ただ、これはいわゆる公園内ということになりますので、道路法上の道路にはなかなか至らない部分がございます。これはご理解いただきたいと思っております。

駐車場につきましては、ベーマガSTADIUM周辺に今現在145台、多目的グラウンド北側に50台、テニスコート周辺に56台と合計251台が整備をしてありますけれども、もうこれは皆さんもご承知のとおり、ちょっと大きなイベントをやりますと、舞子高原の Gondras Station の駐車場を借りて、そこからシャトルバスで運行しているということで駐車スペースを確保している。それでようやく何とか駐車スペースが確保できているという状況であります。大原運動公園内の駐車場が不足しているということは十分認識をしておりまして、財政面等も考慮しながら第2期計画において、これも優先的に整備をしていかなければならないと思っております。

駐車場整備であります。周辺環境への配慮、特に排水対策、これが十分な配慮が必要だと思っております。この地区がなだらかな傾斜地、そして保水性に優れた原野、山林をアスファルト舗装の駐車場にした場合、この雨水等がすぐに排水路に流れ込むということになりますので、駐車場整備に当たっては、いわゆる周辺環境への配慮、構造の検討を十分に行って、排水対策をきちんと実施していかなければならないというふうに考えております。

インラインスキー、これは断念をいたしました。

遊びの広場については、こういうことをまず優先的に整備をするという計画を固める中で、どこにその適当な用地がまた出てくるのか、それらを考えながら計画の中に盛り込んでいくべきであろうというふうには考えております。以上です。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 大原運動公園整備について

答弁をいただきました。1番については、当初市が計画していたものが実現できなかったという——これは県立武道館の件でありますけれども、しょうがないと。そういう中で、やはりあの土地については、今、市長が申されたように、長い目で見てどういうふうに使おうか考えていくべきであろうというように思います。当然、交通の便とか、あのスペース、あの傾斜地を考えれば、では屋内施設、体育館がいいのかどうなのかということについても、またいろいろな考えが出てきて、そんなに簡単にいくものでもないだろうというように認識をしております。

地元の方々と話をする中には、長い目で見て考えていけばいいだろう。確かに屋内体育施設も重要だけれども、あそこだって公園環境としては非常にいいのではないかと、そういうふうな利用についても検討をしていくべきという考えもあります。1番については、今、もし屋内体育施設というそういうお考えがあるということだけで、また今後については長い目で見て検討していただきたいと思うものであります。1番については終わります。

2番についてですけれども、これはやはり現状の多目的グラウンド、テニスコート、それからあと野球場を効率的に利用する、そしてイベント等がある場合にも、スムーズに駐車場に入力できるような環境。当然ですけれども、上の舞子ゴンドラステーションのあの駐車場をいつも借りて、いつもシャトルバスで往復しながら市役所の職員の皆さんが一生懸命交通整理をしているという、そういう状況を長く続けるというのもいかがなものかと思えます。当然、姥島側から入り口の道路が、これはもう公園内ですので、入り口で通り抜けはできないわけですから、駐車場まで行って、そこにとめて、公園内でのそういったイベントを楽しむ。あるいはこれから申し上げますけれども、遊びの広場等で楽しむ。そうしたことができる、入りやすい環境、出やすい環境というのは当然整備すべきだろうというように考えております。

当然、そのために姥島部分のほうの土地を、旧塩沢町から、また合併してからは南魚沼市が購入したのだらうというように認識をしておるところでもありますので、検討していただきたいと、そのように思います。

それとあと遊びの広場ですけれども、インラインスキーについては断念と、これは仕方がないのかなというふうに感じます。あの部分ですけれども、実は以前からいろいろな計画等があります。見越沢川という川があります。あれは部分的にほんの少しですけれども土砂災害警戒区域にちょっとひっかかっていたよね。そういった関係もあったのかどうかですが、以前にあそこは杉林ですけれども、杉を切って、ブナ等の非常に水をどんどん含んでくれる、そういう広葉樹に変えたらいい森になるだろうという構想も、実は地元にあったという話も伺っているのです。

当然、中之島小学校は今、非常にそういう学校林等を使いながら、自然活動を充実してやっております。また、当地育成会でも、あそこで何度も何度もいろいろな事業をやりながら自然公園といいますか、そういうふうにしていこうという動きもあります。当然そういった考えも地元区のほうにもあって、ここの運動公園の工事が始まる以前は地元区のほうでいろいろ整備をやった経緯もあるのです。

当然のことながら地域コミュニティがあります。やはりあその部分というのは、もう杉の木伐採、そして広葉樹の森に変える、下は草原。本当に運動公園利用者があそこで休憩ができる。あと、1回目の質問でも申し上げましたけれども、市民の本当の憩いの場になる。小中学生の自然教育、自然学習の1つの拠点的なものにもなる、そういう可能性もあるとそうように考えておりますので、そうした意味で整備を進めていただきたい。そのように進めていくべきであろうというように考えております。そうしたことについて市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 大原運動公園整備について

もろもろあるわけでありまして、議員が今おっしゃったようなことも含めて検討に入って、方向性を見だして、結局都市計画決定もちょっととらないと、公園整備はなかなか難しい部分がありますので、そこらも含めてやるということです。ただ、優先的に道路の関係は、駐車

場と一緒に整備しなければもう無駄といえますか、しかも混乱を来すことになるのか。その辺を見極めながら、あそこはやはり道路として当然我々も必要だと思っておりましたので、そちらからいわゆる利用できる道路については、これは最優先で進めなければならないという考えを持っております。

学校——学校林ではないですけども、現在の杉林を伐採して広葉樹に植えかえると、植生を変えるということについては、私はそこまでまだ存じていなかったわけではありますが、塩沢時代から引き継いだ町と市で最終的に買収しました。あれは自然環境をあそこに残したいということで、ここには手をつけないのだとこういうことで当初は引き継ぎを受けてやってきたわけです。けれども、あの辺が今は割合と広葉樹がいっぱいあるわけですけども、そういうことの代替ができるのか。その辺も含めながら熟慮してやっていかなければならない。また、ご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 大原運動公園整備について

熟慮して考えていきたいということですので、期待をしたいと思えます。それについて、都市計画決定、当然それも含めての話になるわけですけども、時間的なものはお答えできますか。例えば今年度中に基本計画についてもう1回練り直す。第2期工事ですね、やる。あと事業的にはいつくらいから開始したいというようなお考えが、もし、あればお伺いをしたいと思うわけがあります。当然質問を出す以上はそれくらいのところまでお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 大原運動公園整備について

これについて今、具体的にでは今年度から、きちんとした検討に入ってということについては、まだ私の中で整理がついておりません。結局、これをやるにしてもやはり5年、10年かかる部分がございます。財政的な面も考慮して、そしていろいろもろもろの事情を考慮しながら、なるべく早くということだと思っております。が、私のまだ、何て言いますか、整理がちょっと自分でついておりませんので、そこまで、いつ、では具体的にこうするということについては申し上げる段階には至っていませんけれども、それはそれでご理解いただきたいと思います。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 大原運動公園整備について

押し問答になるので、これで最後にしますけれども、いずれにしても、道路を恐らく二、三百メートル切る、あるいは大原に抜ける市道までも含めても恐らく1キロまではいかないと思います。それだけの道路を切る予算というのはどのくらいかかるかというのは、大体これから調べますけれども、5年も10年もかかるほどの事業ではないと思っております。

あと、内容の整備については、やはり地元活力を十分利用していくという中で、あるいはその教育的な意味も含めて、やっていけば市民の理解を十分得られるものだと思っております。

で、早急な計画化に期待したいと思います。それで終わります。

○議長 質問順位5番、議席番号6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 傍聴の皆さん、ありがとうございます。今回2点、質問を通告いたしました。発言を許されましたので、その通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

大項目の1点目は在宅での医療・介護が可能な地域とまちづくりの同時進行を、であります。基幹病院が昨年6月開院しまして、南魚沼市民病院も11月開院した中で、南魚沼市の医療再編の形は整いつつあります。とりわけ今まで人口10万人当たりの医師数は、新潟県は全国で43番目あたりにいたわけですけれども、その中でも、その新潟県の中でも魚沼医療圏は医師数が少ない医療圏でありました。最も少ない医療圏でありました。医師の数だけから言うと、そういう状況からは脱したようでありまして、しかし、限られた医療資源の中で医師数が市民の安心に直結しているわけでもないわけでありまして、現に医療再編で療養病床が減ったことでの不安は、実は大きいわけでありまして。

高度医療も受けられる、入り用な診療科への受診は可能になりましたが、医療再編の中でむしろ行き場所と申しますか、居場所と申しますかがなくなった患者さんも出てくる。というのは、医療も介護も施設から在宅へという流れの中での医療再編となれば、そういう場面も当然出るわけでありまして。さらに総合戦略での市の人口ビジョンやほかの人口推計からも高齢化はこれからまたしばらく続きますし、しかし、将来的には高齢者も減少するという見通しがあるわけですから、医療施設も介護施設もそう無制限に増やせない。医療費、介護保険料の問題もあるわけでありまして。となれば、今までの医療の入院医療、そしてまた外来医療と同じ位置づけで在宅医療を実現できなければ、市民の安心はないし、地域完結型の医療再編も完成というわけにはいかないわけでありまして。

そういう状況の中で国は2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築を自治体に求めているわけでありまして、このことは言うまでもないことでもありますけれども、私も含めて多くの議員がその構築に向けての一般質問もしているところでもあります。しかし、その地域包括ケアシステムの構築の取り組みが、なかなか目に見えて進まない。まあ2025年までにはまだ時間があるということなのでしょうが、これで国が求める地域包括ケアの構築ができるのか。市民が求める安心なまちづくり、体制ができるのか。それほど簡単な問題ではないのではないのかというようにも含めて、現状と今後の取り組み、提言も含めてこれから質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目でありまして。新たな医療は地域医療の展開での地域包括ケアシステムの重要性ということでありまして。当市の高齢化の現状は、以前一般質問でも資料に出しましたが、当市も例外でなく急速に高齢化が進んでいます。そういう中であって国が言う2025年をめどに進めるというスケジュールでいいのか。施設面での医療再編が整いつつある今、本当は今すぐにも地域包括ケアシステムによる安心の在宅生活が既に必要になっているのではないのか、もっとスピード感を持った対応が必要なのではないのか、という意味も含めた新たな地域医療の展開の中で地

地域包括ケアシステムの重要性の認識について改めてお伺いをいたします。

次に地域包括ケアシステムの具現化に向けてどう進めるかであります。

1 番目でありますけれども、平成 27 年度の介護保険法改正で地域支援事業として位置づけ、市町村が主体になって平成 27 年度以降、平成 30 年 4 月までに全市町村で取り組むことになっていきます在宅医療介護連携推進事業にどう取り組むかということでもあります。これは平成 28 年度の介護保険の予算にもちょっと 90 万円くらいですか、出ておりますけれども、これは地域包括ケアシステムの前段の大きな取り組みですので、考え方、進め方についてお伺いをいたします。

次に行政が中心になってといいますか、もっと具体的に言えば、行政が事務局になって医師会を初めとした多職種連携の体制づくり、ルールづくりを進めることが必要ではないかということではありますが、地域包括ケアシステムはまずここからであります。多職種、異職種の連携が必要であるため、行政が中心にならざるを得ないと私は思いますが、進め方につきまして考え方についてお伺いをいたします。

3 番目でありますけれども、地域包括ケアシステムの構築と、そして住環境整備の同時進行を、ということでもあります。言うまでもなく、地域包括ケアシステムでは住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制を実現することが求められています。そのためには地域包括ケアシステムの構築と住環境整備を同時に進めて、そのことによって医療・介護が必要な高齢者も含めて、誰もが住み慣れた地域で生き生き暮らせるようなまちを描くことが必要だと私は考えます。

そこで、具体的な提言になりますけれども、2 点お伺いをいたします。六日町地区の空洞化対策としての住環境整備と合わせた地域包括ケアシステムの構築を進める考えはないかということでもあります。さらに具体的に言えば、改正都市再生特別措置法の立地適正化計画の策定を絡めて進める。または前々から話を出しています公営住宅等の修繕、建てかえも含めた見直しを含む住生活基本生活これらをあわせた住環境整備等によりまして、大胆な地域包括ケアシステム構築の実現に向けた考えはないかということでもあります。

そのことでどうにも解決のつかないこの地域の地盤沈下は、とめることはできないわけありますけれども、やり方、進め方によっては、今、深刻な問題になりつつあります六日町市街地の空洞化をとめる施策に結びつくと考えますので、その辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

2 番目であります。次は大和地区ですけれども、地域包括ケアシステムの構築については、サービスつき高齢者住宅誘致による C C R C 実現とメディカルタウン構想にも対応した環境整備の中で進める考えはないかということで通告をさせていただきました。この場合、今、進めています C C R C の内容を少々というかちょっと大胆に見直す必要もありますけれども、サービスつき高齢者住宅を誘致し、それを中心に地域包括ケアシステムが構築できれば、今この地区で抱えております多くの課題の解決の方向が一気に見えてくる気がいたしますので、この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

これから地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを本格的に進めなければならない時期でありますので、戦略的に取り組みをすることを望み、提言も含めて質問をさせていただきました。

以上、檀上にて質問とさせていただきます。思うところのほとんど含めて全文通告しておきました。前向きな進め方が確認できれば、ちょっと体調も悪いことでもありますし、この部分、再質問はするつもりはありませんが、第2問目の質問もありますので、以後は質問席で質問をさせていただきます。

○議 長 報告が遅れましたが、佐藤議員から2問目に関する資料配付の願いが出されております。これを許します。お手元に配付のとおりであります。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 佐藤議員の質問にお答え申し上げますが、佐藤議員の体調を考慮しながら、極力再質問のないようには努めたいとは思いますが、よろしく願い申し上げます。

1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

最初の医療・介護、これが可能な地域とまちづくりの同時進行ということでありまして、包括ケアシステムということでもあります。市の後期高齢者人口は、平成34年ですね、2022年ごろまでは減少傾向でありまして、その後増加が続きまして、ピークを迎えるのが今の人口の関係で平成43年、2031年ごろであります。国のピークから五、六年ちょっと遅れるというふうに予想されております。現在の後期高齢者が約9,450人、ピーク時は1万700人、老々世帯、あるいは独居高齢者世帯、これが増加していくことは予想されることでもあります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにするということが、これが喫緊の課題だというふうに認識をしております。そのために生活する周囲の環境を整えるとともに医療、福祉、介護、この連携によります地域包括ケアシステムの構築が必要だということは申し上げるまでもないところであります。

これまでは医療と介護がそれぞれ課題に対応しておりました。地域包括ケアに必要な連携が十分であったとは言えないわけではありますが、新たに地域医療の展開が可能になりました現時点では、早急な連携システムの構築が必要だというふうに考えております。

2番目の具現化に向けてということではありますが、2番目の①、②は一緒にお答えさせていただきます。地域包括ケアシステム、これにはご承知のように決まった形があるわけではないわけでありまして。まず第1に個人の問題、これは年齢や意思がある。市の持てる資源、あるいは考え、動き、資金を活用いたしまして人と人が相互作用を起こしながら、地域のよりよい形——これは暮らしやすい地域ということでしょう、これを目指して取り組むということが重要だというふうに言われております。地域に求められるものというものは住民の考え方や時代、そして政策によって変化しますが、その変化に柔軟に対応できる力が持てるということが大切でありますけれども、言うはやすしでありましてそう簡単ではない。しかし、それを目指して進めていかなければならないと思っております。

平成26年2月に南魚沼地域振興局が事務局となりまして、南魚沼市、湯沢町で南魚沼地域在

宅医療連絡協議会を発足させました。そして平成 26、27 年、2 年度にわたって活動を行ってまいりました。一応今月で解散いたしますけれども、4 月からは各市町で協議会を発足させまして、振興局との活動成果を生かして、やはり地域の実情を分析しながら、議員がおっしゃったように、多職種連携の体制を具現化していくということだと思っておりますので、そういう計画を持って今、進めているところであります。

3 番目のケアシステムの構築と住環境整備の同時進行、六日町の空洞化ということですが、やはり地域の包括ケアシステムの構築、あるいは運用の中で一番大きな影響力を持つというのは、その年齢や意思に基づく個人の問題であります。本人の生活への意欲、これも重要でありますし、ケアプランには意欲を高めることも重視して作成される必要があるということです。また、ひとり暮らしか否か、あるいは介護者の有無、利用できる社会資本、資源の有無、住まいの状況、利用者を取り巻く周辺環境、これも重要な課題であります。そこで改正都市再生特別措置法、この立地適正化計画であります。人口減少ならびに高齢化が進む中で、地域の合意形成のもとで都市機能の集約、あるいは行政サービスの集約を図って地域経済を活性化していく。そして、集約の取り組みを加速化するという、こういう施策でありまして、簡単に言いますとコンパクトシティ、それにプラス、ネットワークの形成を推進していくということでもあります。

計画の策定に当たりまして、市はもちろんであります。民間事業者、あるいは住民代表、こういう地域の関係者が活発な議論を交わして合意形成を図っていかねばならない。課題も多いことですので、すぐに策定できるとは思っておりません。

こういう中で公営住宅という問題が出てきますけれども、これにつきましては昨日ちょっと申し上げましたが、長寿命化計画において躯体の耐久性の向上あるいはバリアフリー化を含めました屋内外施設改修を予定しております。鉄筋コンクリートづくりの公営住宅で、階数の多い住宅の一部にはやはりエレベーターを設置しなければなりませんし、そういう大規模改修も計画しております。こういうことは高齢者対策に寄与するものであろうと思っております。地域包括ケアシステムで言います、「住み慣れた地域で」これにご本人が納得していただけるかどうかです。例えば法音寺から出てきて、六日町の中に住みますが、そういう高層——高層でもないでしょうけれども、鉄筋コンクリートづくりのそういう住宅の中でいいのかどうかと、こういうことも出てくるわけでありまして。

公営住宅の長寿命化計画におきましては、既存の木造住宅につきましては、老朽化が著しく改修が困難の場合は逐次用途廃止を、きのうも北原住宅ですかでの廃止がございました。鉄筋コンクリートづくりの公営住宅は先ほど触れましたように大規模改修を行って、既存施設の長寿命化を図るということでもあります。六日町市街地の空洞化をとめる施策として、今これから新たに公営住宅をつくらうということは今のところは考えていないというふうにご理解いただきたいと思っております。しかし、民間の中で今あります未利用の大建築物、これを利用してこういう動きも若干出ているようですので、それらは注目をして見ていかなければならないと思っております。

それから、地域包括ケアシステム関係の中で、CCRC、あるいはメディカルタウンとの連携ということでもあります。地域包括ケアシステム、これは固定化されたものではないということは先ほど申し上げたところでありますが、その地域の資源を活用するということが前提でありまして、これは例えばCCRCを実現するためにこういうことがないと実現ができないというようなことになった場合の、そのためにサービスつき高齢者住宅を誘致するということは可能かも知れませんが、今のところまだそこまでは考えているところではありません。

地域包括ケアシステムにおきましては、やはり医療・介護の連携の基盤がつくられていくということが前提でありますので、その前提の上に立って、介護、リハビリ、医療連携、あるいは医療、リハビリ、介護連携、重度者への対応、これは在宅・入院・入所、それから在宅での看取り。こういうさまざまな形の展開が求められるものでありますので、看取りまで対応するサービスつき高齢者住宅でないと十分とは言えないということになりますと、なかなか簡単ではないということでもあります。それ以外のサ高住ということも、それは施設入所等も含めて検討はしていかなければなりませんけれども、これを市でサ高住を建設して運営をしていこうという考え方はないということをご理解いただいていると思いますので、そういうことではありません。

再質問がない答弁になりましたか否かちょっとわかりませんが、以上であります。

○議長 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

再質問を二、三点させてもらいます。まず、地域包括ケアシステムの重要性につきましては説明をしていただきました。そのことを前提にしまして再質問するわけですが、私は新たに始めようとしている医療再編、地域医療の展開には地域医療システムが、きちんと構築という言い方もちょっとおかしいですけども、効果的なシステムになっている必要があるというふうに思います。

そこで、ちょっと答弁が一緒になってしまった部分があるのですが、在宅医療介護連携推進事業であります。これは通告書にもちょっと書いておいたと思うのですが、先ほども言いましたか27年から30年の間に、市町村が原則として、例えば地域の医療介護の支援の把握とか、在宅医療介護連携の課題の抽出、対応策の検討とか、切れ目のない在宅医療介護の提供体制の構築推進とか、8事業項目をこの市町村の中で30年までに始めるのでしょ、やらなければならないということになっているのです。

これは内容からしても地域包括ケアシステムの土台といいますか、基礎になる部分ですから、私は大変重要なものだと思いますし、その先にある地域包括ケアシステムにつながっていくものだと思います。したがって、そこを見据えて進めなければこの事業は意味がないというふうに思っています。国が、地域包括ケアシステムをやりやすいようにここまで、本当はセッティングしているのですね。前段にこういうこともやりなさい、そうすれば地域包括ケアシステムはうまくいきますというようなことはセッティングしているわけですから、もうそろそろこういう事業の取り組みから地域包括ケアシステム構築まで筋書きを持って私は進めるべきだとい

うふうに思うのです。今までなかなか進んでいなかったのですけれども、そろそろそういう時期ではないかと思しますので、その点をまず聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

この点は先ほどさらっと触れておりますけれども、再度申し上げますが、まずは個人の問題、それから市の持てる資源や考え、動き、資金これらを相互活用しながらということでありまして、地域に求められるものというのは住民の考えや時代、政策によってちょっと変化していくという部分もありますので、慎重に、しかしやはり早急に対応していかなければならないということでもあります。

今、議員がおっしゃったように、国は机上でこういうことをすればできるわけだ、あすればできるわけだとこれをやってきます。しかし、現場に入りますと、とても一筋縄でいく問題ではない。これは簡単に国が言っているように、こういう前段を国が後押ししてやっているのだからもうすぐできるだろうなどということを行いますと、これもまさに絵に描いた餅的になってしまう恐れが非常にあります。ゆっくりしているということではありません、早急に取り組みますが、まずはやはり基礎をきちんとやっていかないと、ただただ計画をつくって終わってしまったということになりかねませんので、その点はやはり慎重に進めていかなければならないというふうに思っております。ただしかし、年度もありますので、早く取り組むということは——もう取り組みを始めておりますけれども、早く取り組むということについては当然問題があることではありませんので、やっていかなければならないと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

在宅医療介護連携推進事業は国が言うほど簡単ではないというようなことですが、そういうふうに難しいことを前段にぼんと置いてしまうと、難しいですね、やはり、地方で実際に現場では。そうではなくて、国がそういうふうな方針を出しているのですから、ではどうしたらできるのかというふうな方向で、私たちも含めて、首長も含めてやはりそこは考えなければなりません。まあまあ早めに進めるということですので、それはそこまでにおきます。

次のほうですけれども、私はここはちょっと大事なところだと思って、いい質問だなと思っているところがわりとスルーされたような感じもするのですけれども。地域包括ケアシステムも進めなければならぬわけですし、そこには人口問題とか高齢化問題とか当然ついているわけですね。加えて六日町のこの地域の中心地は、地盤沈下によります空洞化は放っておけない問題になっているというふうに思います。そういう対策ももちろん合わせてしていかなければならない。

そこで、国交省も先に示したように、改正都市再生特別措置法における立地適正化計画制度などの活用を図りながら、そういうところも健康・医療・福祉のまちづくり推進ガイドラインというのを出しながら、そういうところも合わせてやりましょうというようなことを言ってい

るわけです。国交省が健康についてですよ、医療についてですよ。まあそういうふうな時代になったものだというふうに感じますけれども。何でもそうでありますが、財政、効率的にもどうせこれは両方の事業をやらなければならないわけですから、両方が一挙に効果が出るような方法を考えながら、私は進めるべきだと思うのですけれども、もう一度この部分をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

素通りをしているわけではありませんけれども。まず申し上げますが、国交省がコンパクトシティ構想というのを出しました。過疎地の皆さんは中心部に出てきて、そこで暮らして、天候のいいときや夏場についてはそちらに行って農業なら農業をやっていたらいいやと、こういうこれはほとんど機能していません。構想はいいのです、構想は。

しかし、我々の地域も含めて地方に入りますと、自分の生まれた、住み慣れた土地で暮らしていきたいということなのです。ですから、先ほどちょっと触れましたが、私は法音寺ですが法音寺にいて、まあこういうコンパクトシティでここには何でもそろっているから、さあここへ移住してきなさいと言っても、それは簡単ではないということです。都会の中で住んでいらっしゃる方は、この外れからこちらへ来るくらいのはあまり何ともないのかもしれませんが、やはり先祖代々ここに生まれてそこに育ってきた方にとって、いかに年齢を重ねようが、それは命の問題が出れば別としても、そう簡単に、ではこの辺の周辺の城内や五十沢や大巻やそういう皆さん方が六日町の市街地の中にそういうものを整備したからさあ、来なさいと言っても簡単ではないという。そこを私は申し上げたわけであります。

考え方としてはいいわけです。ですので、地域の皆さん、やはりいわゆる個人ですね。個人個人の考え方、それをきちんとある程度把握した上でないと、一気にでは六日町の中にそういうことを整備します、さあ皆さん寄ってくださいと言っても誰も来ません、間違いなく。間違いなく来ないのです。そこで、先ほど言いました、民間でその計画をちょっと実現しようということで、今、市のほうには相談に入っているところがあります。その考え方は今の自分が住んでいる住宅、これを不動産業者が買うか借りるかしてこちらへ移ってきて、そしてそこに今度は移住者を住ませようと、こういうサイクルをつくっていききたいということです。

それはまた民間の中ですので、それに応じる方がいらっしゃれば、それはなかなかいいことだなどと思っておりますが、こと行政になりますと、それを進めると言いますと、やはり押しつけ的になりますので、その辺も含めてまあまあ個々の——個々と言ってもいちいち全部個人に聞いて回るわけではないですけれども、地域、あるいはそういう中でのある程度考え方を把握しないうちは、議員がおっしゃるように、国交省がここまで用意したのだから、さあやれということにはならないということだと思っております。あまり意に沿わない答弁で済みません。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

多分そうですよ。住み慣れたところを離れられない。だけれども現実問題としてありました

よね、何年か後には集落が消滅するのだみたいな。この前の前ですか、私も一般質問に資料を出しまして、そういう懸念や心配もあるのですけれども、それにもまして人口減少、そしてまた高齢化というのは進んでいるのです。一方ではやはりこういう方法、今、国の施策、厚労省も国交省も全部その健康や人口問題とセットにしたこういう事業が多いですよ。というのは、今言いましたように、人口問題そしてまた高齢化問題、そういうのに対応するには、地方ではいろいろ問題もあるかもしれないけれども、そういうふうにコンパクトシティ、地域包括ケアもそうです。地域包括ケア・コンパクトシティみたいな名前がついているのですけれども、そういうような方向に持っていかないのも1つの方法だというふうな考え方が出ているようです。これにつきましては、まあまあ難しいところもあるかもしれませんが、検討していただきたいというふうに思います。

これに関連しまして今度は大和地区のほうもちょこっと触れておかなければなりませんので、そちらのほうに移ります。大和地区は医療機関が少ない地域ですので、基幹病院と大和病院が中心になって、地域包括ケアシステムを活用をしながら進めなければならないと思うのですけれども、基幹病院は在宅は行いませんので、大和病院あたり、そして民間病院あたりが中心になって、さらに在宅という部分を強化しながら進めなければならないわけであります。だけれども、それにしてもやはり関連、関係施設があつた地域には本当に少ない。となれば、そのサービスつき高齢者住宅をつくれというのではないですよ。誘致をしながら、その周辺、もしくはサ高住の下のほうでもいいのですけれども、そういう介護施設みたいなものがそこに集まれば、メディカルタウン構想の勢いもつくわけです。あわせて問題になっています用地の転用の問題だって、もしかしていいように展開するかもしれない。そういうような方向を多角的に、複合的にやはり1つの事業でも考えていかなければならないと思いますので、もう一度このことについてお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

そのことについて何も異論があるということではありません。いまはしかしC C R Cの中でサ高住を設定してまでという部分を想定はしておりませんので。例えば事業者が、それも一緒にやりたいとかです。ただ、サ高住の場合は結局うちのほうの介護計画の中にきちんと折り込まないとそう簡単にはできないということです。それはご存じだと思います。

そこで、県は前々から構想を持っておりまして、いわゆるレジデンスですね、基幹病院周辺に。このことについてどうも我がC C R Cと連携して進めたいというような意向を持っているようでありまして、その辺もきちんと把握をしながら進めていこうということで今、考えているところであります。それらについては、それくらいのご理解をいただければ、我が胸の内を察していただけるかと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「在宅」での医療、介護が可能な地域と「まちづくり」の同時進行を

はい、わかりました。きょうのところはそのくらいにしないと、ちょっと時間もありますの

で。

2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

2問目のほうに移ります。頑張る子どもたちへの教育支援と生活困窮への支援ということがあります。今、貧困の連鎖が問題になっていますが、そういう中で山形大学の戸室健作准教授ですかね、子育て貧困世帯の調査結果の報道がありました。議長の許可を得てお配りした資料にも入れておきましたので、後ほどじっくり見ていただければいいのですけれども。それによりますと、生活保護以下の収入で暮らす子育て世帯の割合が、1992年の調査では18歳未満の子どもがいる世帯、約1,300万世帯のうち70万世帯、5.4%だったものが、2012年では1,050万世帯で13.8%の146万世帯になった。世帯数は2倍、貧困率は2.5倍になったというような調査結果が出たようであります。

この全国的な状況の中でそういう子育て世帯の貧困が及ぼす影響は、生活面とか健康面とか、学力とか人間関係とか、いろいろ多方面に影響するわけですが、特に心配されるのは未来のある子どもたちがその貧困のために安心して学べないということがあれば、それはまた大きな問題であります。そこで、貧困と教育に絞ってちょっと質問をしてみたいと思うのですけれども。国はこのことについて、後ほど述べますけれども、法整備をしながら貧困の連鎖を断ち切って、多方面から安心して学べる子どもたちの環境整備を進めております。南魚沼市においても、先ほどもちょっと話が出ました4月に策定される後期教育基本計画では、そのところの問題意識を持って支援の具体的な形や取り組みを検討するようであります。子どもたちの教育環境を整えるためには、どこに問題があって、そしてどういう対応を考えているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

その前段として具体的な1番目ですけれども、生活困窮での教育環境への影響の実態把握は、ということで、これは把握は非常に難しい問題でしょうけれども、そこが把握できないとなかなか先に進めませんので、その実態把握はしているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

一問一答ですので、いいのですよね。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

貧困による教育の問題、その連鎖を断ち切る問題というのは非常に大きな問題でありまして、きのうのヤフーのニュースか何かでも、今年度ですか、平成27年に高校を経済的な理由で中退をせざるを得なかった子どもたちが5,000人とか6,000人とか、前年度をまた大幅に上回っている。高校教育の無償化を進めていった中でもそういう問題が出ているということが報道されておりました。原因がどこにあるかというのは貧困ですから、要は経済的に厳しいということだと思っております。

そこで、市の中では今、平成27年度で要保護、準要保護の皆さん方が、小学校285人、中学校175人、合計460人。児童生徒数の10%が就学援助の対象になっているということでありまして。生活保護法で規定されておりますこの基準の生活保護基準の1.3倍以下を対象にしているということでありまして。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

先へどんどん答えていただきまして、どう話していいかわかりませんが。ちょっと私の質問のペースを戻しまして、実態把握ということでお話を続けさせていただきますと、把握がなければ対策もなかなか考えられないわけでありまして。例えばヤングケアラー調査というのがありまして報告書を見させてもらいました。やはり、貧困が教育を含めて子どもたちにいろいろな影響をしているであろう実態も出ているわけでありまして。正確にはこの把握というのはつかめないかもしれませんが、教育を誰もが平等に受けられる環境、特に経済的理由でそのことに格差があるとすれば、それは子どもたちのせいではないわけですから、支援は必要であります。必要であれば貧困を探し出せと言っているつもりではないわけですが、そういう面での困り感のある児童生徒を見逃さないようにすることから、私は始めなければならないと思います。そういう考え、子どもたちの貧困の早期発見、早期支援をする考え、対策、取り組みなどを、この先も含めて結構ですけれども、考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

今はもうご存じのとおり、子どもたちに案内といいますか配付物を渡して、そしてご家庭でそういうことに該当される方は提出をしていただいて、そして要保護、準要保護の規定に当てはめながら必要な支援を行っていくということになります。

これを、小まめに全部調べ上げろということになりますと、非常に難しい問題があります。ヤングケアラーの問題でもちょっとそれが顕在化してまいりましたけれども、結局先生も地域の皆さんも、ほとんど気がついていないのに、子どもはそういう状況であったということがあられるわけです。ですので、そこがどういうふうに調査をすればいいかと、これは教育委員会のほうで今、実質的にそれ以外のことで何かやっていることがあれば答弁させますけれども、当面はそういう自主申告的な部分。あとは非常に目立って、子どもが欠席がちであるとか、あるいは衛生状態が悪いとか、そういうことがあればそれは当然調査をしながらということになりますけれども、この後のその詳細部分については教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

詳しい人数については確認はしていませんが、やはり学校現場で教員がいかに見逃さない体制をとるかということが一番であると思っています。それは毎月の校長会でも校長先生たちと話をしておりますし、あとは教育基本計画の実施の上で子若センターについてが、困り感のある相談体制に絞っておりますもので、相談業務を充実させながら、それと4月から週1回であります。スクールソーシャルワーカーを配置して、学校・家庭・福祉保健部と連携しながら見逃さない体制をつくってまいりたいというふうに思っています。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

通告に子ども困窮対策の推進に関する法律やら、それを受けての大綱やら、生活困窮者自立支援事業が総合的に対策が練られている中で、どう変わってきたかという通告をしてあります。それに関連してですけれども、細かいところはもう省略いたしますが、私は1つちょっと確認したいところは、その大綱の中で——細かいことを聞くつもりは全然ないので、考え方をお聞きするのです——大綱の中で教育の支援の中で、学校をプラットフォームにした総合的な子どもの貧困対策の展開という部分があります。細かいことは聞きませんが、ここは私は非常に大事なところだと思うのです。先生の多忙化ということも言われていますけれども、早期発見ができる場所は学校でありますので、何とか学校をプラットフォームにして早期発見をして、そして次に子ども若者支援センターが当然入ってもいいわけです。そこでそこから福祉課・保健課・子育て支援課など、民生員でもいいですね、そういうところに今度は早期支援という形で連携が進んでいくような、対応が図られていくような、そういうシステムをつくっていくべきだと思いますけれども、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

それら、教育委員会関係の具体的なことにつきましては、教育長に答弁させます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

ご指摘のとおりだというふうに思っております。その中で我々としては行政は一体であるということで、市長部局の子育て支援課、やはり学校に入った時点での把握はもう遅いですから、幼児期、保育園のときからそういう貧困家庭、貧困で困っている幼児はいないかというその部分というのが私は最も大事な早期に見つける部分だと思います。

学校教育——就学してからでは遅いということですし、南魚沼市としてはそういう面では福祉保健部とかなり連携はしていると思っておりますが、まだまだ足りない部分は今後一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

教育長のその言葉で今の質問は終わりたいと思います。参考までに今教育長が言ったこと、その前の段階で把握しなければならない。ご承知だと思いますけれども、今、足立区が非常に素晴らしい取り組みをしていますので、個人情報保護というような問題もありますけれども、そういうところを参考にしながら、まず把握をしないと対策がとれないわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと就学援助制度について、要保護、準要保護についてですけれども、そちらのほうに話を移します。基準の見直しをということで通告をしました。要保護認定は生活保護法第6条2項に規定する保護を必要とする者ということだと思いますけれども、実際に受給をとりますと、この辺は自治体によって多少違いがあるというふうに私は認識をしているのです。手元にある程度の現金があつたり、自家用車など資産があれば受給できないということになってい

ますね、多分。ただ、ひとり親世帯の生活実情から見れば、子育て世代で車がないのは就業の面でも子育ての面でもそれは本当に考えづらい。この辺、生活保護の条件ですよ、条件等市町村でできる範囲での見直しが必要だと思うのですけれども、その辺はどうかということ。とあわせて、次に準要保護のものをあわせて書いてありますので言いますと、準要保護についてはその要保護に準ずる程度に困窮していると市が認める者ということになっています。これも資料の左下のほうに書いてありますけれども、出しましたけれども、やはり個々に見るとハードルがちょっと高い。特にその他に家庭の経済状況に困っている者というものもあります、実家の間借りをして同居をしていけば、じいちゃん、ばあちゃんも含めて世帯全体の総所得で見ますので、その所得の基準が先ほど市長が言いました南魚沼市の場合、生活保護の1.3倍ということです。それ以下ということですので、生活保護基準も下がっていますので、1.3倍というのは非常にすぐです。ですので、その準要保護につきましても、実態を把握した中で子どもの貧困対策として見直す必要があれば、やはりそういうふうにしていかなければならない。そういうところもしていかなければならないと思いますので、その辺の考え方がありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

要保護につきましては、いわゆる生活保護基準の見直しとか、そういうことについてはこれはちょっと国の基準でありまして、我々がそれを見直しますということは申し上げられませんので。ただ、準要保護のほうは今おっしゃったように1.3倍。そこで、ということは一応基準にしておりますけれども、戸別の事情も相談に応じまして、認められる場合は例えばそれ以上であっても準要保護、これに規定をして支援をしているということもありますので、とにかくご相談を願いたいということでもあります。野放し状態にするということではありませんけれども、それぞれの事情に応じて支援すべきは支援しているということですので、数値だけにとらわれないということはやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

要保護につきましては国の基準ということで難しいところがあります。生活保護基準に沿ってということなので、まあまあ水際作戦を取っているとも私は考えておりませんが、参考で(2)に資料で出した、平成26年生活保護の状況を世帯別に見た表がそこにあります。その中で母子というのがありますけれども、全体で139世帯中6世帯というふうになっています。あわせてその下のほうに参考に厚労省の資料も入れましたが、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%ということです。いろいろ手当も含めるとそういうことになるということでありまして、6世帯というのが数字が間違っているとかそういうことではないのですけれども。実際は生活困窮でも生活保護にはなれない——先ほど言いましたように自動車があるとかでなれない。またはいろいろな事情があつてならない。そういう中で何とか頑張っているという状況が、生活が苦しいのだけれども、金に困っているのだけれども、そういう状況を私は想像してしまうのですけ

れども、教育現場でも福祉の現場でも結構ですが、そういうアンバランスみたいなものは感じませんかということをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

教育現場でそういうアンバランスを感じているか否かというのは、私がちょっと把握できておりませんので、教育長に答弁させます。

福祉現場でそういうアンバランスを感じているかどうかという、それは私はある程度見ておりますけれども、そういう面でのアンバランスというのは、私はあまり。と申しますのは、ご承知のように南魚沼市は生活保護世帯率、人数ともに県下で、今一番低いのが刈羽村でしたか、その次でありまして、非常にそういう方が少ないということでもあります。それを逆に捉えて、厳しいからそうだろうという方もいらっしゃいますけれども、そうではなくて基準はどこも同じであります。ですので、福祉現場においてそんなアンバランスを大きく感じているということとは私はありませんが、ごく最前線におります部長、課長がどう感じているか。見解が違っていたら違ったなりの答弁をします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

教育現場でもアンバランスということは感じてはいませんが、個々の保護者の取り方ということがまずあります。先ほど言いましたように、市長のほうで基準はあるが、その家庭の状況によって校長先生に申請をしていただいて基準に満たなくても支援しているという対応をまずしています。それで、春1回と丁寧にこういう制度があるということを家庭には連絡していますし、我々が敏感になっているのは給食費だとか学校諸費の払えない家庭にややもするとまだこれに気づいていないところはないかということで、丁寧に向こうから来るのではなくて、こちらからこういう制度がありますよというやり方をしています。

その中で、「いや、うちは苦しいけれども何とか頑張るんだ」という家庭もありますし、「そうだな。じゃあ申しわけないのだけれども、基準に達していないけれども支援していただくか」ということで、そういう意味でそれをアンバランスと言うかどうかわかりませんが、そのぎりぎりのところでの保護者の判断で多少の違いがあるというふうなことであります。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

生活保護になれる、なれないで違うのです。資料をちょっと見てもらいたいと思うのですが、就学援助の対象者の資料を出しましたが、最初の黒丸、生活保護にならないこの黒丸のところは外れます。そしてさらに、その黒丸は生活保護（教育扶助を受けている方）というふうな条件があるようであります。同じく資料で社会厚生委員会の扶助費の状況（平成26年）というのがありますけれども、それを見ていただくと、これは金額ですけれども、教育のところは175万円、0.7%。これは教育ですけれども、それほど生活保護の中の、扶助費で教育の面には使われていないということです。

これはいいことだとも読み取れるかもしれませんが、子どもの貧困が、むしろこういう統計——0.7%とか175万円くらいというようなことに、統計に隠されているとは教育長、感じませんか。私はちょっとこころに不安があるのですけれども、その辺の考えといただけますか。私は市内の子どもたちの教育面の困り感というのは、そんなものかなというような、ちょっと心配なところがありますので、聞いてみたいと思います。

〔「議長、教育長」「はい、どちらでも」と叫ぶ者あり〕

〔「別にいいですけどもいいですか。直接でよければいちいち私が立って、教育長と言わないけれども。それが普通よくないでしょう」と叫ぶ者あり〕

○議長 市長。

○市長 教育長に答弁させます。

〔「はい、ありがとうございます」と叫ぶ者あり〕

○教育長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

済みませんでした。この数値を見て感じることは、佐藤議員の言われるとおりですが、先ほど答弁しましたように、現場では丁寧に見落としのないようにこの制度を活用してもらいたいという姿勢を持っておりますので、さらに今後も見落としのないように、丁寧に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

議会運営委員長でありながら大変失礼をいたしました。ちょっと教育長の子どもの困り感を聞きたかったものですから、ストレートに名指しをしてしまいまして申しわけありませんでした。

それで、最後のほうになりますけれども、もう1回済みませんが資料を見てください。教育委員会からあらかじめお聞きした資料です。要保護、準要保護児童生徒の数、率の推移というのがありますが、その数の割合とか数とかが多いか少ないかわかりませんが、小中学校合計で先ほど市長が答弁されましたように10%程度ぐらいです。それも全国数値から比べると非常にというか、まだまだ低いようであります。問い合わせた結果、就学援助対象者の総数はわかって準要保護の人数は把握できないということでありました。この制度は、これも先ほど市長が言いましたけれども、保護者の皆さんに文書でお知らせして、申請をしてもらって、申請書を出してもらって審査をして、ですから、その面言えば要保護、準要保護の区別はないのかもしれませんが、けれども、子どもの貧困がこれほど社会問題になっていて、市内でも懸念されることがあれば、まして、お聞きしたところ、給食費の滞納世帯は34世帯だそうです。そして内容を聞きましたら、就学援助の方々についてはそれも支援対象になっているから、その方々ではないということでした。では、どうなのだということですよ。

お金があっても払わない場合もあるでしょうし、だけれどもお金がない、生活保護も受けられない、現状の中では就学援助も受けられないで、子どもの貧困が進んでいる。何ていうことはないとは思いますが、だけれども現実には全国的にはそういう状態が、大変広がって

るのが今、問題になっているわけです。その対策が必要であるならば、地域の実態を把握することが実効性のある対策の大前提となると私は思うのです。

先ほど言いましたように個人情報の問題とか細心の注意が必要ですがけれども、再度言いますけれども、福祉課、税務課、子育て支援課、保健・医療など連携しながら実態を把握して、必要があれば就学援助の見直しもしていかなければならないと、私は思うのでけれども、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

この問題につきましては、先ほど教育長がちょっと答弁しましたが、例えば給食費を納められない、期限にずっと遅れて持ってくる、そういう子どもがいるとか、その他の費用について持参できないとか、そういう子どもがいると。その場合はそういう対象になっていようがいまいが、教員がその家庭を訪ねて、そして実態を把握しているということ、さっき触れたわけです。ですので、それについてはまずそこを見逃しているということはないと思うのです。そういう状態が出ているのにです。ただ、そういう状態が出ない中でどうだと言われると、これはなかなか100%つかめませんので。

親の責任感の強弱の問題もあります。生活はと言うか、所得はそこそこあるけれども、全国的にあるようにパチンコに行かなければならないとって子どもを風呂場に押し込んでおいてそのまま死なせたとか、そういう親も増えていることは事実です。この市内にそういうのがあるということではありません。ですので、その辺はとても我々がまたそこまで踏み込んで調べられないという部分がありますので、今の教育現場の対応の中で見逃しているという——ここで見逃しているという部分はないと思うのですけれども、そこに現れない、顕在化しない中でそういう子ども、いわゆる未納者がいるわけです。ですので、その部分が何が原因なのかというのは非常につかみづらい。

ただ、いろいろ前から言っていますけれども、税金の滞納、あるいは水道料金の滞納、それからいわゆる学校の関係、給食費とかあるいは保育費とか、これを追っていくと大体連結する状態が非常に多いようであります。ですので、子どもは本当にかわいそうですがけれども、親に問題がある部分もあるのかなという感じはしておりますが、なかなかそこまでの実態把握はできていないということでもあります。学校現場での対応はきちんとやっているということはさっき申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

もう1点通告してありますので、要保護児童生徒と準要保護児童生徒の支援内容とその拡充の考えはということですがけれども、これは本当に大ざっぱで結構です。特に私が聞きたいところはここだけです。準要保護児童生徒は、平成17年から三位一体改革で国の補助が廃止になりまして、税源移譲地方財政措置を行っているわけですので、自治体間の格差がもしかして出てしまっているのかもしれない。そこら辺の実情をちょっとお聞かせいただきたいと思うのです。

けれども。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

我が市は、国の要保護児童生徒の補助対象品目とほとんど準要保護も同じでありまして、同一の内容で実施している。ですので、学用品費、給食費、修学旅行費など多くの項目が対象品目となっておりますので、ほとんど差がないという形であります。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

では最後に、先ほど市長がちょっと答弁を漏らしたところがありますので、そこだけ確認をさせてもらって終わりにいたします。このように、生活保護なり、要保護なり、準要保護になりたくてもなれない。そしてそれがゆえに生活が苦しくなっている児童は増えていると思うのです。したがって、きちんとした実態調査をして、必要があればその制度の見直しとか基準の見直しもお願いしたいというようなことを話しましたが、そのところが答弁がありませんでしたので、そこだけ確認して終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 頑張る子ども達への教育支援と生活困窮への支援について

準要保護……（「両方です」と叫ぶ者あり）いや、要保護はもうきちんとわかりますから。ただ準要保護についてがちょっと把握できない部分もあるかもしれないというのを、教育長が答弁しているわけです。いわゆる要保護であっても、それは申告がないとなかなかわからない。準要保護については相当柔軟に対応しておりますので、我々が例えば何かの調査をしていった中で、ご本人から申告もない、だけれども大変だという部分が把握できれば——これはご本人が拒否されれば別ですけれども、こちらのほうから当然ですけれども話を、こういう制度もありますのでということで、でき得る限り拾い上げていければということでもあります。ですので、そういう対応をしていかなければならない。ただ、調べるのがちょっと難しいですけれども、それらについては何らかの方法を用いながらということで、対象になる、あるいは対象にしていくという姿勢は持ち続けてまいりたいと思っております。

○議 長 質問順位6番、議席番号2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 傍聴者の方々、ありがとうございます。発言を許されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

交通安全について

交通安全についてであります。市長の所信表明によれば、市内の交通事故は前年比16.4%減の122件という報告であります。減ってきているとはいえ、依然高い水準です。市内の平成26年度の統計では、乗用車1万9,107台、軽自動車2万5,046台、実に1世帯当たり2.2台の保有であり、交通事故は1日に0.4件の発生ということです。被害者、加害者ともに悲惨な交通事故の撲滅は、市民の願いであります。

そこで、地域の交通安全の一翼を担っている南魚沼交通安全協会の活動が大切になってきて

いると思われていますが、会員離れが進んできていると聞いております。もし、協会の運営が立ち行かなくなり、手続が市内でできなければ、長岡の免許センターに行かなければならず、時間、費用ともに負担が大きくなることは明白です。もともと加入は任意であります。交通事故の撲滅という目標に向かって、会員の増大を図っていかなければならないと思います。

南魚沼市も賛助会費の支出や、平成 28 年度は交通安全教室の委託を予算化してきておりますが、交通安全施策の実情と今後についてお考えをお聞きしたいと思います。以上、檀上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 塩川議員の質問にお答え申し上げます。

交通安全について

交通安全施策の実情と今後ということであります。ご承知のように市では交通安全の確保と市民の生命の安全確保のために、南魚沼市交通安全の確保に関する条例を定めておりまして、その基本施策といたしまして交通安全教育、交通安全広報等の啓発活動、そして交通安全施設の整備、これらを掲げているところであります。

市民あるいは事業者の皆さん、そして交通安全協会も含む関係団体で南魚沼市交通安全対策協議会を組織しておりまして、毎年度の目標、実施計画を策定して、季節ごとに実施されます交通安全運動を初め各種の取り組みを行っているところであります。

今年度は高齢者運転免許証自主返納支援事業を充実させていただきまして、返納者数も増加をしております。

取り組みの中でも特に交通弱者と呼ばれます園児・児童生徒、あるいは高齢者、これを守るために行います交通安全教室にも力を入れているところであります。市が実施主体となって警察署あるいは交通安全協会の協力を得ながら、平成 27 年度は保育施設へ 25 回、学校関係で 31 回、高齢者関係で 14 回、合計で延べ 70 回を実施しているところであります。

新年度からこの専門的な知識と豊富な経験を持ちます交通安全協会が中心になって企画、開催していただく予定であります。こちらのほうに事業を委託しようということでもあります。今まで以上に交通安全意識の向上が図れると思っております。

それから、交通安全協会の件であります。交通安全協会が本来の設立目的であります交通安全対策への役割を増すということで、協会の活動に対する市民の理解が深まって、会員離れに歯止めをかけていただければと思っております。こういう講習会等を主体となって実施していく中でですね。

協議会の運営状況であります。運転者会費で占める割合が高くて、賛助活動費を含め約 49% であります。会員加入率は平成 16 年度の 90% から平成 26 年度で 65.3% と非常に落ち込んでいます。協会のほうでも加入率減少に伴います収入減に対しまして、各種経費、あるいは人件費等の支出削減に取り組んできましたが、会費収入減がなかなか激しくなっておりまして、それに追いつかない状態で、財政的に厳しくなっているということは伺っております。交通センターが地元になくなるということは絶対避けなければなりませんので、それぞれ

の事情の中で、もし運営が困難だというような事態が生ずるとすれば、これは湯沢町さんとも協力して、きちんとした体制をとって、ここで交通安全協会がここに存続していけるようなことは責任を持ってやっつけていこうということです。このことは湯沢町の町長とも話を合意を得ておりますし、今の協会の会長さんにもそのことは申し上げているのです。しかし、そういう状態にまだ至っておりませんから、いつするのだということについては今、申し上げられるところではない。自助努力もやってくださいよということで今、話を進めているところであります。

財政シミュレーションをしてみますと、加入率が5%アップすれば、今ある基金を減らさなくても運営が継続できるという試算も出ておりますので、まずは会員の加入ですね。会に加入していただく方のアップを図りたい。結局、あそこに行ってみますと会員になっていただけですか、いただけませんか、ただそれだけで3,000円か幾らですか。その後例えば何のこともなければ、簡単に言いますとそんなのは無駄金だと思うのかもわかりません。しかし、ここで書きかえが受けられるというその恩恵こそが一番でありますから、それをもっと皆さん方からご理解いただかないと、長岡に行ってもらおうというような格好が出てこないばかりではありませんけれども、それは絶対避けなければならないという思いであります。まずは当面は加入率のアップ。そして、いよいよの場合はきちんとした公で支援をしながら、設立を存続していくということでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 交通安全について

前向きな答弁をいただきました。私も南魚沼交通安全協会の2輪車部会というところに仕事上で所属をしております、市内の原付販売店が当番で、主にこれから免許を取得する高校生たちに原付講習を実施しております、その2輪車部会の総会でも運営の厳しさが毎年上がってきております。先ほどお話がありましたように、高齢者の免許証返納を推進しているということでもありますし、人口減少の自然減で若者の人口が減ってきているということは、また免許を取る方が少なくなって、その会員になられる方が少なくなってくるのかなとは思われます。

以前、10番議員の質問の中でもありましたけれども、今のその交通センターの建物自体が借地だということで経費もかかっているようでありますので、もし万が一のときは市のサポートが必要になってくると思われまます。高齢者の方が長岡の免許センターまで行くのは大変なことだと思いますので、地元で何とかその手続きができるよう、継続していただければありがたいと思えます。

それから先ほどの答弁の中にもありました南魚沼市交通安全の確保に関する条例の中に、市の責務ということがうたっております。市長も今おっしゃってございましたけれども、交通安全教育とあと交通安全施設の整備ということでありますが、交通安全教育は特に幼児、小中学生、高齢者の皆さんに対して重要だと思われまます。やはり事故割合からすると高齢者の方が多いように聞いております。それから小学生が自転車で右車線を走っているのをたまに見かけまますけれども、そのときは声をかけたりしております。

先ほども老人会でも安全教育の講習会をしていただいているということでもありますけれども、現在その交通安全教育はどのように実施されているのかということ、もう少し細かく教えていただきたいことと、あと交通安全施設の整備、これは道路標識も含まれると思いますけれども、どのように管理を行っておられるかをお聞きしたいと思います。

○議 長 塩川裕紀君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 交通安全について

市で行っております交通安全教室的なもの、いわゆる教育であります。先ほど触れましたように平成27年度は保育施設で25回、学校関係で31回、高齢者で14回、合計で70回ということになります。内容がどういうことをしているか。これについては担当課長がこの後説明してください。

それから、標識等は当然交通安全施設であります。信号も同じでありますけれども、我々が設置するのではなくて、これは公安委員会というか警察。私どものほうでやれるというところは道路の整備とか……白線は警察か。何せなかなか——いわゆるそういう部分については警察の部分が非常に強い。だから白線引きとかという程度は確か我々がやっている。市道については我々がやる場所はやっているということですが、それも結局、警察がここには必要ですよということにならないと勝手には引けませんので、何か非常にもどかしい面がございますけれども、怠りなくやっつけよう。一番、今、要望が多くて実施できていないのが、信号機の設置要望はいっぱいあるけれども、それが追いついていないという部分はいっぱいございます。

では、教室の内容は簡単に担当課長が説明します。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 交通安全について

それでは交通安全教室の内容ということでございます。小学校と保育園と高齢者の方々とで若干の内容が異なっておりますが、基本的には警察官の方による交通安全講話、それと交通安全を内容としますDVD等の上映。それと小学校の場合ですけれども、自転車の安全な乗り方ということと、保育園におきましては、これは全部ではございませんけれども、指人形等による交通安全のお話というような内容になってございます。以上です。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 交通安全について

内容はわかりました。自分が小学生のころから、多分そのような内容のことがあったと思います。テレビの報道とかでたまにお見かけするのですけれども、スタントマンを使った交通安全教室があるのですけれども、目の前でああいうショッキングな場面を見てもらったほうがどんなに交通事故が怖いかがわかると思います。もし、機会がありましたら、そういう交通安全教室も行ったらいかがかなと思ひまして質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を3時10分といたします。

[午後 2 時 48 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後 3 時 10 分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位 7 番、議席番号 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それでは、通告に従いまして 4 つほど質問をさせていただきますが、市民の皆様には最後まで傍聴いただき、ありがとうございます。

1 行財政改革・市民参画

まず行財政改革・市民参画であります。新財政計画は資金収支計算書方式による 10 年間の財政運営の総括に基づいて策定されるべきであるが、考えを伺うであります。

平成 28 年度は第 2 次南魚沼市総合計画のスタートの年であります。主な財政指標を見ると、極めて高水準、つまり改善を急ぐべき状態であることがわかります。普通交付税の特例期間が終わり、一般財源の減少に合わせた徹底した経費の削減と財源確保による財政健全化に取り組むと市長は施政方針演説で述べております。公会計において実施されております資金収支計算書方式、キャッシュ・フロー計算書を一般会計にも当てはめて、自治体の財政計画を厳密に策定することが必要であると考えます。

平成 18 年度から平成 26 年度までの決算カードをもとにした資金収支計算書を作成してみました。総務部にはその資料は既にお渡しをしております。財政健全化計画期間中とその後とを比べると、その後では将来世代の負担に頼る資金繰りで投資を行ってきたことがよくわかります。このような財政運営は人口減少、少子高齢化、生産人口減少の時代には合わないと考えます。新しい財政計画の策定方針をどう考えているのかを伺うものであります。

答弁内容によりましては質問席にて再質問を行います。市長にはいつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものであります。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 行財政改革・市民参画

寺口議員のご質問にお答え申し上げますが、資金収支計画書、これらについての中身的なことはもう議員当然ご承知でありますので、そういう部分はちょっと省かせていただきまして、今、議員がおっしゃいました基礎的財政収支、プライマリーバランス、これを表す部分。バランスが均衡しているときには、当然ですけれども地方債の比率は増加しないということでありますので、これを見ますと財政の持続可能性は見るができるということであります。そういうこともご提案いただいた中でこの指標、何年か一定期間の傾向を見ることによって、それを将来の計画に反映させていくということは重要でありますので、それぞれの指標等の動向と合わせて総合的に検討してまいらなければならないと思っております。

ご指摘はまだいただいておりませんので、今のところはそこまでの部分でありまして、新たな財政計画の策定に当たりましては歳入・歳出とも今後の推計の基準を最新の数値に変更して、

そして特に歳入の動向に留意しながら、市民の皆さんにとってもわかりやすく、そして検証しやすいものをきちんと目指していきたい。他の自治体との比較もまた必要でありますので、それらも勘案しながら、きちんとこれを策定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 行財政改革・市民参画

平成 18 年から平成 26 年度まで——平成 26 年についてはまだ速報値でありましたので、これをもとに作成をしたわけでありまして、これらを見ますと、要は持続可能な行政システムですね。これを構築するにどういうものを一番基本としてやっていくのかという部分でありますけれども、歳入・歳出の基準を最新のものに改めて、きちりとした財政計画を立てると、市長答弁にありました。そのとおりでありますけれども、南魚沼市のこの 10 年間の特徴としてしまして、やはり物件費と維持補修費これが非常に財政を苦しくさせている原因である。その資金をどこに求めるかということで、将来世代の負担ということで起債をしているということが見えているわけです。

そうすると、新しい財政計画の中で、特に物件費と維持補修費でありますね。この部分をどのように、最新のデータをもとに厳密に計算をするというふうになっておりますけれども、平成 28 年度予算を見ても相当な金額であります。こういうところをどうやって削っていくのかというところの基本的な考え方をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革・市民参画

その点につきましては、合併特例債の適用期間が平成 27 年度までという状況のときには、平成 28 年度からいわゆる投資的経費を、大体例年 40 億円から 50 億円程度あったものを 20 億円程度に削減していかなければならないという計画を当初立てたわけでありまして、しかし、特例債が 5 年間延長になりましたので、その部分が今すぐ不足になるということではありませんが、いずれにいたしましても平成 28 年度予算の中でも大体投資的経費が 50 数億円になっているわけです。ですから、これが 29、30、31、32 まで続くかといいますと、そういうことにはならないわけでありまして、特例債を活用した大型の事業というのはほぼ終息を迎えておりますので、平成 29 年、あるいは平成 30 年ごろには一気に半額ということにはならないかもわかりませんが、相当量の削減——削減といいますか削減になりますかね、数字的には削減をしていくという方向をきちんと確認をしていかなければならないと思っております。

それから、将来世代ということでもあります。これはいつも申し上げておりますように、適正な将来世代への負担という部分については、私はこれは全く間違っていない。今つくったものを将来の方が一切使わないということであれば別ですけれども、これを使用しながら自分たちの生活等にも役立てていく、あるいは余暇にも役立てていくということでもあります。いつも申し上げますように下水道とか水道とかも同じでありまして、今つくったものを将来の方が全然負担しないようにやれやということではでき得ないことでもありますので、適正な将来負担を見込

みながらやっていくということが肝要だと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 行財政改革・市民参画

この持続可能な行政システムのために明確な財政目標を設定するという部分が出てくるわけです。そうすると、下水であったり、水道であったりという部分もありますけれども。市長が4年前ですか、市長選に出るときにいろいろとお考えをお述べになっていたわけでありましてけれども、そのときと非常に状況が大きく変わってきたなと思っております。特例債の期間が5年間延長といいながらも、それを抜きにしても、私の指標のほうでいけば、要はその資金繰りで要するに財務活動の部分でありますね。財務活動の部分の資金繰りと大幅なプラス、要するに将来世代の負担というのは、平成22年から非常に顕著になってきたというのが出てくるわけですね。これをいかに収めるか。

大型の事業は終わったとしても借りたものは返さなければならないわけですね。そうすると、今ある公共施設自体をどうやって整理整頓していくのかというのが平成28年度から、資産台帳をつくりながらきっちりやっていくという方向でありますけれども、平成28年度予算にそういう方向性が見えてくるのかなと思ったら、ちょっとそこが薄かったなと思っております。そうすると、明確な財政目標というものについては、平成28年度の新しい財政計画でありますね、この中で明確な財政目標は立てていくのだ、というお考えなのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革・市民参画

ご承知のように、この平成28年度予算の中では市債発行額が大幅に減少しております。第1歩だと思っております、その部分。そして今、その償還額も若干抑えてありますけれども、ピークはやはりもう一、二年たったときに1回来るわけですね。しかし、償還部分については前々から申し上げておりますように、特例債を利用して約7割その補填があるわけですから、相当高額な補助事業だという認識で特例債を十分活用しながら、市の施設整備、インフラ整備を進めてきたところであります。これがようやく終息を迎える時期にきておりますので、平成28年度は市債発行額も大幅に減少してきているということですので、まずは第1歩だということです。

それから、累積債務といいますか、起債発行残高、これも900億円をようやく切る部分になってきて、平成28年度を見ますと、890億円前後に確か平成28年度は抑えられるわけですね。平成27年度分でそうなっているのかもわかりません。特に一般会計分、それから、水道事業会計分が減額しているわけですね。下水道はやはりもう少しまだ平成27年分もありましたし、この後も若干ありますのでそれは増えていくのかもわかりませんが、トータルとして4年前に皆さん方に申し上げた数値がまだすぐに達成できたということではありませんが、ようやくその1歩を踏み出したと。平成28年度がですね、そういう私は認識でおります。

当然今、議員がおっしゃったように、今後のことについてはなお一層厳しく精査をしながら、過度な将来負担は避けるというこのことについては、常に念頭に置いて財政運営をしてまいり

たいと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 行財政改革・市民参画

明確な財政目標となると、目先にとらわれない 10 年先、20 年先を見た財政計画の一端を平成 28 年度には作成しなければならないわけでありまして。そうすると、市民要望に応えるだけというわけにはなかなかまいらないという部分が出てくるわけでありましてけれども、そうすると平成 28 年度の当初予算でも市民要望に応えた部分は若干出てきているというわけでありまして。けれども、これも、あるいは平成 28 年度の年度途中において、新しい財政計画を立てた中で、どうも市民要望になかなか応えることができないのではないかという状況が私は当然出てくると思っておりますけれども、そういう可能性というのは平成 28 年度予算執行の中にあるとお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革・市民参画

平成 28 年度で見ましても、その市民の皆さん方の要望に 100% 応えているという内容ではございません。当然今すぐにやらなければならないもの、若干先送りしてもいいもの、あるいは市民要望であってもそれには着工に及ばない部分、こういうことを精査しながらやってきたわけでありまして。これからも当然そういうことでありまして、市民の皆さん方の要望に常に 100% 応えるということは今までも確かやってきていないわけでありまして。それはやはり説得をしながらとかですね。

生活に困窮といいますか、もうそういう部分がなければ生活ができないとか、そういうことは全く別ですけれども、簡単に言いますと、もっともっとよくなりたいたいという部分はあるわけです。そこはやはり抑えるべきところは抑えさせていただくということでやっていかなければならないと思っております。

いずれにしても、今、議員がおっしゃったように、向こう 10 年を見据えた中での新しい財政計画については、相当市民の皆さんにとっても厳しいといいますか、ある意味抑制的な部分が出てくるということは、これは避けられないところでありますので、ご理解をいただくように、きちんとまた説明をしていかなければならないと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 行財政改革・市民参画

持続可能な行政システムの中では、今度は組織運営という部分であります。組織運営は再構築ということで、平成 28 年度は若干ながら部署等が変わったり、増強があったりという部分もあるわけです。市のほうの組織の簡素化とあわせて、やはり 12 月の議会でも申し上げましたけれども、民間に払い下げをすると。一気に民間にやってしまうという部分も、当然やらなければならない。それも平成 28 年度予算の中で当然私は出てくるものだというふうに思っておったわけですがけれども、こういう民間払い下げも考えるという部分については、どうも当初予算の中では見えないという部分がありますけれども、市長の頭の中に、実はこういうことからもう

やっていくのだというお考えがありましたら伺わせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革・市民参画

当面、今の私の考え方の中に、例えば不要施設、これらについては民間に払い下げるとい
か、まあ再利用ですね。例えば今、五十沢中学校の關係の皆さん方には、区、五十沢地域全体
での中学校は平成 30 年からあくわけですから、どう利用していこうか、こういうことも考え
ていただいておりますし、私たちも我々の希望としてはこういうこともここに組み込みたいと
か、そういうことはやっております。その地域で、あるいは民間ということではなくて利用で
きる部分があれば、これは利用していかなければなりません。

五十沢のあの西小学校のように、民間に一気に売却してしまう、あるいは貸与するとい
うことも発生するかもわかりませんが、今、具体的にどの施設を民間委譲して、どの施設はどうだ
ということについてまだまとまった見解と申しますか計画は持っておりませんので、当面今、
学校があく部分というのは想定できるわけでありまして、それらについてどう活用できるか。そ
れらも含めながら考えているところでありまして、まだ全体的な中では、あれは何と言ったか
……（「資産台帳」と叫ぶ者あり）資産台帳、これの整備に入っているところでありまして、
これらも含めて総合的にまた検討してまいりたい。まだそこまで具体的なことに検討したとい
うところではございません。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 行財政改革・市民参画

徹底した業務改革の断行ということも当然ついて回るわけでありまして。今回組織内で若干の
動きがあるということでありましてけれども、もっと大幅な動きがこの平成 28 年度から出てくる
かなというふうに思っておったわけでありまして。例えばごみ処理の問題についても、もっと広
げた形でやらざるを得ないのではないかなとかいろいろ出てきたというところで、平成 28 年度
中に当初で考えている部署の再編のほかに、もっと大幅な、大幅なですよ、改革というものを
考えているというものがあったらお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革・市民参画

平成 28 年度につきましては、若干今まで対応してきました医療対策室の廃止だとか、そして
企画政策課を分離して地方創生推進室を設けるとかということはやっておりますし、秘書広報
室を課に変えるとか、そのとおりやっております。大幅と申しますか、大きな見直しについ
ては、平成 29 年度から、今、検討しておりますのが、総合窓口課を平成 28 年度に検討して、平
成 29 年度には何とかこれに導入に踏み切れないかというようなことも、今、検討を進めている
ところでありまして。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 行財政改革・市民参画

新しい財政計画の姿が出てこない、なかなか数値を見ながら、また議論したいと思ってい

ますけれども、その数値が出ること、早めに出ること。ずっと前から言っていますけれども、なかなか出てこないということがありましたので。基本的にはやはりそのキャッシュ・フロー計算書を見ると、大変なことが実はあったんだなというのが実感としてわかるわけでありますから、こういうようなところを最新のデータを収集しながら、新しい財政計画をつくるということでありますけれども、こういうキャッシュ・フロー計算書で、本当に現金としてどういう動きがあったのか。非常になかなか、公会計であると見落としがちな部分がありますので、そこを検討した財政計画の中にまたそれを反映していくことを希望をして、この質問のほうは終わります。

2 教育・文化

2つ目として教育・文化であります。教職員の多忙化を防ぐために何をするのかを伺うものであります。南魚沼市後期教育基本計画が3月23日の総合教育会議で決定されるようであります。さまざまな課題が浮き彫りとなってきた中で、一つ一つ丁寧に施策を打とうという姿勢は評価はできる。教育立市を目指しての計画であるというふうに考えております。

教育現場では多忙化が問題となって久しい。子どもに関係する事務や学校運営管理的な事務が増えているため、子どもたちと教職員が触れ合う時間がますます短くなっている。校務支援システムの導入では、県内他市町村をリードしている南魚沼市であります。一番基本の触れ合いの時間確保のために多忙化防止で何をすべきと考えているのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育・文化

このご質問につきましては具体的な部分が出てまいりますので、教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育・文化

それでは寺口議員の一般質問、教職員の多忙化を防ぐために何をするのかについてお答えします。

ご指摘のとおり、教職員の多忙化は大きな問題となっておりますし、長期化しております。南魚沼市では今回策定した南魚沼市後期教育基本計画の推進に当たって、学校の多忙化対策を重要な課題として位置づけております。多忙化の要因としては先ほど議員もおっしゃっていたとおり、いろいろの要因があります。いじめや不登校対応などの日常的な指導の複雑化、子どもたちのインターネット利用におけるトラブル、学校の保護者対応がこじれて問題化すること、教職員の校務支援システムの活用には個人差があること、メールの利用により文書の受付や印刷の回数の増加、突発的に入る調査の回答や情報収集に追われること、さまざまな業務を抱えた中で、さらに教員は課外活動、中学においては部活の顧問という仕事があります。

以上のように今日的な問題で解決困難な事案の増加と事案の複合化が要因となっております。なかなか簡単には改善が期待できる状況ではありませんが、真剣に取り組んできておりますし、その経過についてご説明します。

今までの取り組みとして新潟県教育委員会と市の教育委員会では、平成17年度から学校現場の多忙化解消のために勤務時間の適正管理、適正な部活動の実施日数を学校に通知し、指導してまいりました。平成22年8月から平成24年3月まで第1次多忙化解消アクションプランを実施し、学校に指導してまいりました。平成25年4月から今まで第2次多忙化解消アクションプランを実施し、以上のような対策を今までとってきております。

学校、市教育委員会と県教育委員会がそれぞれに役割分担をして、さまざまな取り組みがなされ、校務支援システムの利用による打合せの回数の減少、部活動休止日を設定しての個別面談や個別指導の時間の確保、ノー残業デーやノー会議デーを設定することによる教師の帰宅時間を早めること、まだまだ不十分ではありますが、学校運営の効率化が図られ、教職員に当事者意識が出てきたと県の教育委員会では総括しておりますが、南魚沼市の現場ではまだまだそういう総括はできない状況ではあります。

それでは、南魚沼市教育委員会ではどのような取り組みをしてきたかと言いますと、昨年9月9日に小中学校長宛てに私教育長の名前で、教職員の退勤時刻午後7時に向けた各学校の取り組みの推進について具体的な事例も示して通知しました。午後7時でもかなり遅いと思うのですが、やっこの7時がうたえるような状況であります。また、2月に行った学校長面談でそれぞれの学校で工夫して取り組むことを校長にお願いしました。

私としては一番重要なのは、校長の学校運営、校長を中心に、国も今、言い出しておりますが、チーム学校。チーム学校の重要性が最も大切であると訴えさせてもらいました。そして2月に具体的に多忙化解消検討委員会を立ち上げました。多分、県内でも市町村でこの委員会を持っているのは南魚沼市だけというふうに思っておりますが、教職員の勤務実態の把握、多忙化改善への具体的方策の検討などの取り組みを開始しまして、今月の末には2回目の会議を行う予定になっております。

教職員と子どもたちがともに過ごす時間を確保し、教育活動の成果が上がるように、教職員が多忙感を解消し、やりがいや充実感を持って教育活動に専念できるように、今後支援してまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化

この2月に多忙化解消検討委員会を立ち上げた。県で初でありますね。こういうような取り組みで、まずその実態はどうかということをもとに検証しながら、具体的にでは何ができるのかということ現場の先生と一緒に検討していこうという、その姿勢は非常にいいことだと思います。

先生方も毎年行われているアンケートの中で気になる部分というのは、多忙化の中でも級外職員、要するに教員定数、あるいは加配を含めても職員数が少ないという部分でありました。そうすると、この部分で市が加配ということで、級外の職員というものをフルに一日学校にいていただくという考え方もありますけれども、私はやはり午前中の質疑にもありましたけれども、子ども・若者支援センターの相談員であったり、あるいは学童保育の指導員であったり、

そういう方たちをフルに一日活用するために、こういう級外職員といいますかを活用しながら一日働いていただく。できれば将来学校の先生になりたいというような方たちで若い人たちに来ていただいて、学校現場と相談員であったり指導員であったりということの経験を積んでやっていくという、そういう打たれ強いといいますかね、非常に頼りになる教員をこの南魚沼でつくっていく。そういうシステムの中に、多忙化解消ということも1つ組み入れてはいかかなというふうに思っておりますけれども、教育長のお考えを伺っておきます。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教育・文化

今の提案というのは、ある面参考になります。我々としては級外職員も教職員も含めて、県が教職員を配置するのが原則だというふうに考えております。ただ、そういう状況ではなくて、例えば介助員の配置については、県は費用を出しませんもので市費でやっております。介助員の配置については、自慢できるほど南魚沼市は手厚い対応をしております。

その中でさらに級外職員ということになると難しい状況ではありますが、先ほど寺口議員の言われた、介助員を有効に使うということで、実は総合支援学校の学童、マカロンという部分に4名の方から——4名の方、これは通常、特別支援ということ、特別支援学級だとか発達障がいのお子さんに通常見ているのですが——朝、その仕事をやったり、夕方の学童的な部分をやったりということ、今、4名の方がそういう動きをしています。これは先ほど寺口議員の言われた部分であります。こういう工夫も今後はしていかなければならないのかなというふうには思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化

検討委員会が立ち上がったばかりでありますので、その動きをまた注目させていただきます。いろいろな問題が出てきている中でも、そういう介助員も含めてですが、フルに働いていただくというところの人材確保という意味での、子若センターであったり、学童保育であったりもするのですけれども、やはり時間が短い。給料分が少ないということが非常にネックになっているという部分がありますので、この部分も含めながら、いい道筋をまた考えていただきたいと思っております。この質問は終わります。

3 産業振興

3番目として産業振興。東電湯沢発電所の復旧見込みと、その間の清津川からの取水の計画についてどのような方向が出たのかを伺うものであります。

T P Pの新潟県農業、南魚沼市農業への影響が試算をされておりますが、いずれも定かではない。ただ、全国の米の消費量は毎年8万トン減少することだけは事実であろうと。市では暫定版農林水産ビジョンの策定を進め、コシヒカリを中心とした生産体制をもとに産業として成り立つ農業の仕組みづくりに取り掛かっているわけでありまして。

平成28年1月22日に清津川・魚野川流域水環境検討協議会で水門調査研究チーム報告がありました。湯沢発電所建屋屋根崩落に関する報告が東京電力より行われたわけでありまして。従

来の湯沢発電所、最大使用水量 6.121 トン毎秒がどのようになるのかは、魚野川取水口から西部幹線用取水口までの農業水利使用面積、1,262 ヘクタールにとっては大問題であります。協議会での市長発言を含めて水問題の行く末を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興

これはちょっと檀上から。清津川水問題につきまして微妙な部分もありますので、ちょっときちんとしたことを申し上げますので、檀上に上がらせていただきました。

今、議員からおっしゃっていただいたように、1月22日に第17回の流域水環境検討協議会が十日町市で開催されたわけでありまして、これは毎回専門的分科会に位置づけられております水門調査研究チームからの報告がこのときなされたわけでありまして、研究チーム内でも平成28年1月10日の湯沢発電所屋根崩落事故後の流況について注視すべしとしておりまして、平成25年分の確定値のほかに平成27年は速報値として前倒しで検証報告がありました。

報告の概要であります、清津川から魚野川への分水量は事故後から6月下旬まではゼロ。この間です。その後、試験通水を経ながら毎秒2トンから4トン程度は魚野川に放流されたということでありまして、事故前は議員がおっしゃったように最大毎秒約6.12トン、この分水量がありましたから、半分あるいは半分ちょっとというところでありまして。

流況といたしましては、清津川では当然ながら事故後流量が増えているために、取水制限流量の設定条件は全て満たしております。反面、魚野川では7月15日の調査におきまして、3地点で正常流量を下回る。2地点では維持流量を下回るという結果が報告されておりました、大きな降水、いわゆる雨とかそういうことがない限り、魚野川の自流量では大変厳しい状況が確認をされたところでありまして。

協議会の中で受益者を抱えます南魚沼土地改良区理事長から6月から7月の降雨が少なかった時期の耕作者からの不安、あるいは心配、番水対策、これらの実情、対策についての発言があったところでありまして。

湯沢発電所の状況、現況復旧見込みであります、現在発電所の脇沿いにある余水路を使用して、清津川からの水を毎秒、先ほど触れました2から4トン程度通水しております。今後さらなる安全性向上といたしまして、安定的な通水を目指して、既設の水圧鉄管を活用するための改良工事が3月末までに竣工する予定という説明がありました。発電所本体の再建につきましては、平成28年度に設計、平成29年度から平成30年度で建設工事を行って、平成31年2月の運転開始を目指すということでありまして。水の最大使用量は毎秒6.121トン。発電の最大出力1万5,600キロワット。これは現在と同等規模ということでありまして、関連した下流系統の石打発電所の改造計画も予定をしているということでありまして。

水利権につきましては、事故前の湯沢発電所は清津川水系から最大毎秒6.12トン、これを取水して発電しておりまして、石打発電所は湯沢発電所の放流水と魚野川からの取水を加えて最大毎秒13.5トンで発電しておったところでありまして。事故後は今度はシリーズ発電ということで、清津川発電所と湯沢発電所と石打発電所がセットになったこういう発電です。これにより

ます水利権として、石打発電所の取水口の1つを湯沢発電所放水口から清津川発電所放水口に変更する許可を昨年4月にこれは得ているところであります。

最大分水量毎秒6トンの確保につきましては、現在、清津川の三俣地点での補水ができないということでありまして、清津川上流の取水口、これは赤湯温泉の登山口付近です。これからの取水のみであります。この地点が上流からの流出土砂の堆積、あるいは取水口周辺の崩壊土砂の堆積によりまして、必要量がこのままでは確保できないということでありまして、昨年も若干ここに手を加えたわけでありまして、東京電力でも取水方法の改善に今、取り組んでいるところであります。

分水量の低下、あるいは渇水期の対策につきまして、これまでと同様に地下水井戸の活用や県土改と連携しながら模索していくことになろうかと思えます。

清津川の分水問題の行く末であります。着地方法、これらにつきましては1月22日の協議会で十日町市長の要望発言がありました、魚野川流域水資源確保検討委員会での具体的対応策の提示を待っている状況であります。平成27年度内のとりまとめが期待されるところであります。前回の第9回委員会では抜本対策を4方策に絞り込みまして、そしてその課題や問題点の整理をしていったところであります。4つの方法とは、1つ、ダム、2つ、地下水取水、3つ、溜池、4、既存水利の合理化・転用こういう方法であります。この中で現実的でないという部分が相当ありまして、非常に厳しい。したがって抜本的対策のとりまとめを清津川・魚野川流域水環境検討協議会にこのチームから報告された上で次への展開になっていくのだろうと。何とか3月うちに調査チームの報告をできればまとめたいと。ですので、我々の協議会のほうに提示をされるのはその後になろうかと。それを受けて我々としてまたどう取り組んでいくのか。ですので、そう簡単に収束が見える状態ではないということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興

まず、1点目ですが、要するに石打発電所を迂回——迂回といいますか、今まで湯沢発電所のために毎秒6.121トンだった。それが試験的に毎秒2から4トンという部分が、余水路を通過のいいのですけれども、清津川からその分が魚野川に流れてくるということが非常に大事なわけです。昨年7月5日ですけれども、7月の頭ぐらいに非常に水が少ないということで、東電のほうも急きょ余水路の補修等としながら、ずっとではなかったのですけれども、2トンから4トンをとにかく清津川から流すという取り組みをしてくれたおかげで、それほど水不足にはならなかったかなと思えますが、土改の理事長も言ったとおりだと思います。もし、万が一その2トンから4トンがなかった場合はどうなっていたのか。要するに先ほど言いましたけれども、やはり約1,260町歩の分については、実は大きな部分で清津の分水に頼って耕作をしているという部分でありますから、この部分がないと。昨年は高温障害というのが、山おろしみみたいなものがあつた分についてはありますけれども、それほど大きく被害は出なかった。と言っても、やはり水が頼りだというのが1,260町歩もあるという部分でありますから、清津

から試験的ではあるにしても毎秒2トンから4トンというのは、湯沢発電所が修復を終わって運転を開始する、そこまで必ず担保されたものであるのかどうかということ、ちょっとお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興

今ほど申しあげましたように、それを担保するためにリレー発電という方式で許可をいただいているわけでありまして。そして、今2トンから4トンしか流れないのは、余水路部分の安全性が例えば6トン流したときにどう出るかというのがちょっと懸念されます。それで今、これもさっき触れました、今の鉄管路を使ってそれで湯沢発電所で発電をせずに、石打発電所のほうへつなげるとそういう工事をやっておりますので、これが完成をして、そしていわゆる赤湯のほうの登山口付近の取水口の近辺がある程度整備をされれば、これは6.12トンの水はもう権利として持っているわけでありまして、それを流してもらうということで話はしているところでありまして。なるべく早くその余水路対策といいますか、管路の更新的な部分と取水口の改良、東京電力のほうにきちんと話をしていく。

国交省のほうもそのことは確認しておりますので、その工事さえ済めば、6.12トンはまず確保できるだろうと思っております。少なくとも4トンや5トンは大丈夫。この水が全くないとしますと議員がおっしゃったように、これは完全に渇水であります。もともとその水があるものだという前提で水利権を取って、農水省が国交省から水利権をいただいて、そしてあの改田が始まったわけですから、この水がなしなどということは考えられないわけでありまして、その基本だけはきちんと忘れずに、これからも協議を続けてまいりたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興

協議会の中で十日町の関口市長のほうから、魚野川での4策のほうについてどういうふうになっているのだというような質問があり、県でしょうかが答えた中では、まだ結論は出ていないという中で先ほどの市長の説明どおりであったわけでありまして。十日町さんの頭に、いや、これだけ水が少ない中でも魚野川流域のほうは何とかなっているのであれば、やはり清津川から水は1滴もやらなくてもいいのではないかという頭が、関口市長の中に私はあるのかなというような、疑いと言っては大変失礼ですけれども、心配をしているわけでありまして。市長はその場にいらっしゃったわけですが、なかなか関口市長は本音を言わないのかどうかはわかりませんが、そこら辺について、十日町市側の考え方としてどうなのかということについての感想をちょっとお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興

このことにつきましては、関口市長もこの分水が全くないとして、魚野川流域の灌漑用水等が満たされるとは考えていないと思っております。現に今回6月は1回もなかったわけでありまして、その後の7月以降の2トンから4トンでも非常に困難な状態が出ているわけですので、

それについてはないと思っています。ただし、全量を清津川に返せという合い言葉は、十日町側といますか、あの皆さん方の合い言葉であります。

そこで、知事と私と十日町市長の三者会議の中で、抜本的解決策を立てていこうと、模索していこうということで、では抜本的な対策というのは何を意味するかと言いますと、一切清津川の水に頼らずに魚野川流域の流況を安定させたり、水環境を守ったり、灌漑用水等もきちんと取水できたりとするには、まず一番簡単といますか、ダムなのですね。今の三国川ダムの1.5倍規模のダムをつくってそこに貯水をして、それをきちんと利用していけばそれはなるだろう。しかし、これにつきましては、ダムの建設の場所、あるいは下流域におきます漁業組合の皆さん方との話、これらの中では非常に困難性が出ている。しかも、1,000億円を優に超える事業費でありますから、とてもとても簡単にできるものではないということです。

地下水利用と言いますが、結局魚野川の地下水がほとんど来ているわけですから、それを利用していても、表流水の4トン、6トンなどという水を地下水で確保できるめどは全くない。溜池、これも箇所箇所に溜池を置いておけばその部分に対応できますけれども、とても一切清津川の水がないとした部分の中で、その溜池の水で全てを満たすなどということはでき得ません。それで4番目として、いろいろの手段を講じた中で清津川からの分水量を削減する中で、適当な量をやはり魚野川に流してという案も4つ目として出ているわけです。これらどれを採用するかというのはこれからの問題であります。

観念的に、結局あそこは清津峡が、国指定の何とか——景観、国立公園か何かになりましたね、清津峡のあそこ、あれは戦後です。昭和二十二、三年。この分水はもう大正の初期にあるわけでありまして、国のその指定した部分については、当然分水後の清津川の流況の中で指定をされているわけでありまして、その分水をしたことによって景観が損なわれたとか、そういうことは一切ありません。

それから、その後も桔梗ヶ原というところに頭首工を設けまして、清津川から毎秒2トンか3トン、上のほうに水を上げているわけです。それでもその当時、清津川に何の問題も起こっていません。しかし水利権が更新するちょっと前から、旧中里村を中心にしまして全量を返せと、こういう問題が出てきたわけでありまして、これは関口さんも非常に悩ましい問題だというふうに私は理解しておりますし、私にとっても悩ましい問題であります。

ですので、双方がどういう形で決着をつけられるか。お互いに我慢すべきところはしながら、きちんとした解決策を見いだしていけないと、この後また何年か後には再燃するという可能性もございまして、きちんと話し合いをしながら、円満な、そして永続的な解決ですね。国が韓国とやるように。もう今後いろいろ言ってもらっては困るというか、そういうことを言われないような解決策をきちんと模索していかなければならないと思っていますところでありまして。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興

最後にこの協議会の中で井口市長の発言といますか、どのようなことを公式におっしゃったのか、そのことだけをお聞きをします。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興

先般、1月22日の中では、全く発言はしておりません。発言をしなければならないような状況は私はなかったと思っておりましたので、一切発言をしておりません。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興

この4策についても今後もまた協議をしながら、どうなるかという部分について、まだ確定はしていないという部分であったとしても、やはりその魚野川水系を代表して行っている市長でありますから、魚野川のほうの特に農業関係者の思い、土改の理事長はおっしゃったらしいですけれども、やはり市長としてもその思いは、一端はことあるごとに常に述べていっていただきたいという思いがあります。次回、そういう機会がございましたら、ぜひとも、発言はなかったということがないようにしていただきたいと思います。この質問のほうは終わります。

4 住環境整備

4つ目、住環境整備であります。統廃合される学校跡地の再開発に、高齢者が安心して暮らすことができる住宅・施設整備を検討する時期ではないかということであります。

市営住宅の老朽化と要援護世帯の増加に合わせた住宅政策の見直しが急がれております。平成29年に住生活基本計画をつくる動きは、中心市街地の再開発という難問題にも対応したものと考えます。今年度予算にも移住・定住C C R C関連の施策が盛り込まれております。合わせて公共施設の更新と統廃合も検討されているはずであります。学校跡地は地域の持つ優れた特性と魅力的な空間を確保し、公共性が高い市街地となる要素を持っています。岡山市の出石小学校跡地の整備事業は、定期借地権という手法を使い、民間の投資を呼び込んでいる。歩いて30分以内に医療、介護、買い物、趣味、娯楽などの要望を満たしてくれる施設がある住宅地は、雪国の住宅政策として取り入れるべきものとする。若者は高齢者が引っ越してあいた1軒屋を借り、高齢者は所有の住宅を清算して集合住宅に住む。そういう発想についての考えを伺うのであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興

ご答弁の前にその水問題の協議会でありますけれども、前回発言が1回もしなかったというのは、これは発言に値する部分はなかったということでありまして、ですので、我々のほうから何も申し上げることは今のところない。しかし、会場に議員はいらしたことがありますか。非常に異様な雰囲気の部分もありまして、非常に発言には我々も気を使うところでありまして、相手方をそう刺激せずにごうやうやういっていか。これは私も常に念頭に置きながらやっているとこでありますけれども。それは、いろいろ問題点が出てきて、きちんとやるべきときは、これはもう先ほどちょっと触れました点から含めて、曰く因縁故事来歴も含めてきちんとやらないといけないと思ってます。ただし、そこで問題を決定的にこじらせては困るということもありますので、状況に応じて発言はきちんとしてまいります。

4 住環境整備

今の住環境整備の問題であります。これから議員ご指摘のように、中学校は今2つあく。その後の小学校の統廃合というのもあいていく学校は当然想定されるわけであり。そういう部分についての利用方法は、これは校舎をそのまま残して利用する方法、あるいは取り壊して、その敷地の中でいろいろの活用方法を探るといことも当然考えていかなければならないわけであり。今、議員がおっしゃったような、簡単に言いますとコンパクトシティ的な活用を学校に求めようという部分については、まだそこまで検討はしておりません。先の佐藤議員のときにもちょっとお答えしましたように、高齢者はそうして便利なところへ行きなさい。あいた家は若者がそちらを借りて住みなさいと。これは、この市民の中でのそういう相互活用は、私は非常に難しいと思っております。C R C等を活用して、移住してきていただいた皆さんの中でまたそういうことが出れば、これはやっていかなければなりませんし、ただ、そうしても、集落全体がなくなっているわけではありませぬので、その中の習慣やそういうことに溶け込むというのは非常に難しい問題もないばかりではないわけであり。それらは慎重に検討しながら、しかし活用は図らなければなりませんので、議員のご提案も念頭に置きながら、どうしていくのだということを早急に検討を進めていかなければならないと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 住環境整備

同僚議員のほうからも地域包括ケアシステムということで、我々会派で行ってまいりました柏市の事例を参考にして質問をなされていたわけであり。その市内での移住でありますね。これがなかなか南魚沼市内では難しいのではないかなという、そこら辺も私も簡単なのか難しいのか、気持ち的にどうなのかはわかりませぬ。わかりませぬけれども、その小学校や中学校のほうの敷地は膨大であります。この部分を、住宅ではないにしても、ではその後どう活用するのだということが、非常に大きな部分であります。そうすると、やはり一番必要とされているのは高齢者用の住宅であったり、中心市街地の空洞化を防ぐためにどうやってまとめていくのだという部分であろうと思っております。この平成28年度に資産台帳もきっちり整理をし、それとあわせて公共施設のマネジメント計画、更新計画がきちんと立てられるという中で、こういう案としてどうかということ、市民の皆様にご提案をしていくということが、平成28年度には絶対に行わなければならないと思っておりますけれども、これについての市長のお考えを伺っておきます。

○議 長 市長。

○市長 4 住環境整備

極力、そういうことがきちんと実施できるように努めてまいらなければならないと思っております。ただ、100%、全てそれができるかと言いますと、今、資産台帳の整備等も含めて、やはりそう簡単ではないということが徐々にわかってきておりますので、この整備がきちんと終わった時点から始めなければならないわけ。そこで検討を加え、あるいは地域住民の皆さん方のご理解を得てということになりますと、平成28年度中に全てができてあがるかと言われる

と、ちょっと疑問符もつきますが、とにもかくにも緒には就くということだけは申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会します。次の本会議はあす3月9日9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時08分〕